


整理番号	74	使途項目	01_調査研究費	01_調査研究費・02_研修費 03_広聴広報費・04_要請陳情等活動費
活動期間	令和3年4月10日 から 令和3年4月10日 まで	活動の概要		
場所	MOA福光(南砺市高宮1223)	(内容) 食の安全性が重要視される中で、自然・有機栽培に取り組む農家の実情と展望を伺った。	(備考) 自宅→立山IC→福光IC→MOA福光←福光IC→立山IC→自宅	
経費の内容*	金額*	経費の内容*	金額*	
鉄道・バス		宿泊料		
タクシー		食事代		
航空機		会費		
自家用車 @37 × km =		お土産代		3240
リース車 @18 × 118 km =	2124			
有料道	2280			
駐車場		計		7644
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)				

ご利用ありがとうございます。
利用証明書



料金所(自) 立山
料金所(至) 福光

21年 4月10日
9時48分

割引前料金 ¥1,630-
割引△ ¥490-
通行料金 ¥1,140-
(ETCクレジット)


車種 1

取扱番号 A62104-101059-261439 **確**

※通行料金は消費税10%対象です。
※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。

019

ご利用ありがとうございます。
利用証明書



料金所(自) 福光
料金所(至) 立山

21年 4月10日
12時59分

割引前料金 ¥1,630-
割引△ ¥490-
通行料金 ¥1,140-
(ETCクレジット)

車種 1

取扱番号 A62104-101059-262536 **確**

※通行料金は消費税10%対象です。
※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。

019



マックスバリュ 上市店
TEL076-473-9888 FAX076-473-2003

領収証
マックスバリュ北陸株式会社

臨時休業のお知らせ
4/15(木)～下旬まで
店舗改装のため
臨時休業いたします。

ｼﾞ*0102 2021/4/10(土) 8:59
取2780 責:004523388

歌づくし AU30 3,000*

小計	¥3,000
外税 8%対象額	¥3,000
外税 8%	¥240
合計	¥3,240
現金	¥4,000
お釣り	¥760

收受 令和 3 年 5 月 11 日
 決裁 令和 3 年 5 月 14 日
 処理 令和 3 年 5 月 14 日

整理番号	25		使途項目	01_調査研究費 01_調査研究費・02_研修費 03_広聴広報費・04_要請陳情等活動費	
活動期間	令和3年4月18日	から	活動の概要	食育と自然農法 (内容) 「いただきます2 ここは発酵の楽園」 上映会 保育園児が自然・有機栽培の食材を栽培し発酵食として加工する中で、身も心も生き生きと育まれる事例を通して、現代の食と教育の在り方を考える。	
	令和3年4月18日	まで			
場所	ミラージュハウス(魚津市三ヶ1181-1)				
経費の内容*		金額*	経費の内容*		金額*
鉄道・バス			宿泊料		
タクシー			食事代		
航空機			上映料金		1500
自家用車	@37 ×	km =			
リース車	@18 ×	28 km =	504		
有料道					
駐車場			計		2004
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)					

- (注1) 備考欄または余白に、公共交通機関及び有料道路については利用区間、自家用車利用の場合は主な行程を記載すること。
- (注2) 自家用車は利用距離数 (Km) をキロ数を入力すると金額が自動計算されます。
- (注3) 経費項目の合計は自動計算されます。

収受 令和 3 年 5 月 11 日
 決裁 令和 3 年 5 月 14 日
 処理 令和 3 年 5 月 14 日

支出証明書

単位:円

整理番号	支出年月日	支出額	支出先	使途内容	領収書等を添付できない理由
	2021/4/18	1,500	アステイにいわ 実行委員会	食育映画上映会	未発行

(会派代表者) 榎田 清吉 殿

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和 3 年 5 月 11 日

会派・議員名 自由民主党
富山県議会議員会 山崎 宗良

5月

vol. 3

22日(土) 23日(日)

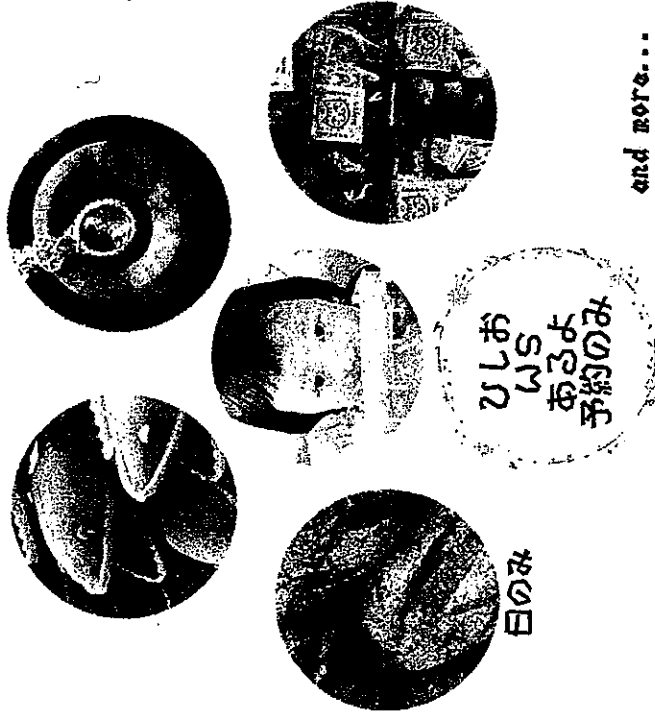
のむらんちんタルスペース
富山市岩瀬赤田町12-8

10:00~11:30 上映会 いただきます1
みそをつくる こどもたち

12:00~17:00 日日にんまり

17:30~19:00 上映会 いただきます1
みそをつくる こどもたち

上映会は1500円(日日にんまりで使用できる
300円券付き)です。高校生以下無料。
日日にんまりは入場無料です。



地図



and more...

お問い合わせ・ご予約



and more...

6月

vol. 4

19日(土) 20日(日)

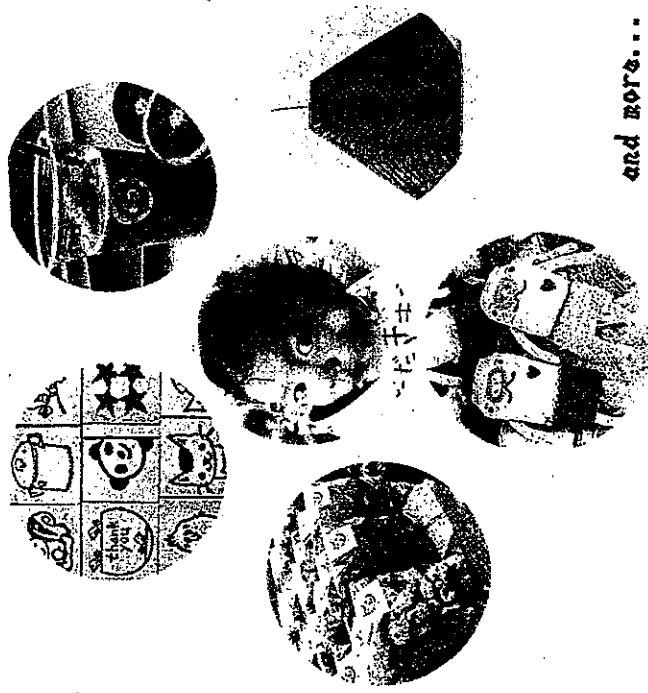
のむらんちんタルスペース
富山市岩瀬赤田町12-8

10:00~11:30 上映会 いただきます2
ここは、発酵の楽園

12:00~17:00 日日にんまり

17:30~19:00 上映会 いただきます2
ここは、発酵の楽園

上映会は1500円(日日にんまりで使用できる
300円券付き)です。高校生以下無料。
日日にんまりは入場無料です。



地図



and more...

お問い合わせ・ご予約



開場は上映時間の15分前です。1回につき約20名ですの出来るだけご予約ください。

情報はFAX/0おやこ堂 @お*空ノナカ*



会場・のむらんちんタルスペース

整理番号	76	使途項目	01_調査研究費	01_調査研究費・02_研修費 03_広聴広報費・04_要請陳情等活動費
活動期間	令和3年4月22日 から 令和3年4月22日 まで	活動の概要		
場所	立山山麓林業総合センター	(内容) 立山山麓森林組合 第22回通常総代会 に参加	(備考) 自宅→立山山麓林業総合 センター→自宅	
経費の内容	金額	経費の内容	金額	
鉄道・バス		宿泊料		
タクシー		食事代		
航空機		会費		
自家用車 @37 × km =				
リース車 @18 × 25 km =	450			
有料道				
駐車場		計	450	
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。 枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)				

(注1) 備考欄または余白に、公共交通機関及び有料道路については利用区間、自家用車利用の場合は
主な行程を記載すること。

(注2) 自家用車は利用距離数 (Km) をキロ数を入力すると金額が自動計算されます。

(注3) 経費項目の合計は自動計算されます。

收受 令和 3 年 5 月 11 日
 決裁 令和 3 年 5 月 14 日
 処理 令和 3 年 5 月 14 日

立山山麓森林組合 第22回通常総代会次第

と き 令和3年4月22日(木) 午後2時から

ところ 立山山麓林業総合センター 研修室

1. 開会
2. 組合長挨拶
3. 永年勤続職員表彰

30年勤続

20年勤続

4. 来賓祝辞

立山山麓森林組合振興協議会会長 立山町長 舟橋貴之

富山県議会議員 山崎宗良

富山県森林政策課長 山下大樹

5. 議長の選出
6. 議事
7. 閉会

来賓名簿 (順不同、敬称略)

立山町長 舟橋貴之

富山県議会議員 山崎宗良

富山県 農林水産部森林政策課長 山下大樹

富山県森林組合連合会 代表理事会長 伊東尚志

富山市 農林水産部理事 酒井秀祐 (富山市長代理)

富山市 農林水産部森林政策課長 金井 誠

上市町 産業課長 酒井紀明 (上市町長代理)

富山県 農林水産部森林政策課 副主幹 中島 剛

富山県 富山農林振興センター森林整備課長 山下清澄

富山県 富山農林振興センター森林整備課班長 小杉知毅

立山町 農林課農村環境係長 今出川貴寛

整理番号	77	事業概要	
使途項目	07_資料購入費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費 03_広聴広報費 08_事務所費 04_要請陳情等活動費 09_事務費 05_会議費 10_人件費

経費の内容	金額(円)	備考
富山新聞 4月分	3380	口座振替
日本農業新聞 4月分	2623	口座振替
公明新聞 4月分	1887	
日本経済新聞 電子版 3月分	4277	クレジット
赤旗新聞 日曜版	11160	2021年4月~2022年3月分
《合計》	23327	

9/6
4/2
4/30
4/27
5/5

《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

03-05-06 | 口座振替 | *3,380 | HLCトヤマシマ

03-04-21 | 農業新聞 | *2,623 | 日本農業新聞

收受 令和 3 年 5 月 11 日
 決裁 令和 3 年 5 月 14 日
 処理 令和 3 年 5 月 14 日

新聞購読料 領 収 証

山崎 宗良 様

ご購入ありがとうございます。
下記金額を正に領収いたしました。

2021年4月分 領収日 月 日

領収金額 ￥1,887

品名	定価(税込)	部数	金額

その他購読料等 領 収 証

品名	定価(税込)	部数	金額
公明新聞※	1,887	1	1,887

※は軽減税率対象品目です。 (10%対象 0)
(8%対象 1,887)

販売店 金岡 寛之
住所 富山市経堂149
TEL 076-461-6568 FAX 076-461-6569

お申込No. 16017-19925(614)-2



2021/03/01	日経ID決済	本人*	1回払い	4,277	0	4,277
------------	--------	-----	------	-------	---	-------

領 収 証

山崎 宗良 様

2021年5月5日

★	11,160				
---	--------	--	--	--	--

但 2021.4月1日～2021.3月31日
上記正に領収いたしました 930円×12=11160円

内 訳
税抜金額
消費税額等(%)

整理番号	70	事業概要	
使途項目	09_事務費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費
		03_広聴広報費 08_事務所費	04_要請陳情等活動費 09_事務費
		05_会議費 10_人件費	
内容	山崎むねよし後援会事務所との共同使用事務費 按分分		
上記事業に要した経費	経費の内容	金額(円)	備考
	通信費(電話1月・2月請求分)	2708	5,416円 × 0.5 = 2,708円
	《合計》	2708	
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)			

4/28

收受 令和 3 年 5 月 11 日
 決裁 令和 3 年 5 月 14 日
 処理 令和 3 年 5 月 14 日

口座振替のご案内 (西日本ご利用分)

NTTファイナンス株式会社 電話料金等料金領収証 (西日本ご利用分)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	振替日 (TRANSFER DAY)
076-473-1175	2021年 2月ご請求分	2021年 3月 5日(金)
振替金額 (TRANSFER AMOUNT OF MONEY)	5,416円	

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) 076-473-1175
ご請求先氏名(CUSTOMER NAME) 山崎むねよし後援会 様

下記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
The following amount was transferred from your account. (2021年 4月21日発行)

2021年 2月ご請求分	(2021年 3月 5日振替)
領収金額 (AMOUNT RECEIVED)	5,416円
金融機関名 (BANK/POST OFFICE)	*****
口座番号 (ACCOUNT)	*****

※振替日に振替が出来なかった場合は延滞利息を加算させていただきます。
※口座振替をご利用のお客様で、振替日に振替ができなかった場合は、原則、振替日から起算して15日後に再度振替させていただきます。

※ユニバーサルサービス料について
ユニバーサルサービス料は、おまかせ日本全国においてユニバーサルサービス(NTT東西の加入回線等)の提供を確保するために負担いただく料金です。なお、社団法人電気通信事業者協会から1番あたり費用(番号単位)が公表されています。
※NTT西日本からのお知らせ
※電話のさし文:お問合せは116へ(無料)/携帯電話からは0800-2000116へ(無料)
※電話の故障は113へ(無料)/携帯電話からは0120-444113へ(無料)※フレッツのみのり電話:0120-116116へ(無料)/故障:0120-248996へ(無料)※弊社分譲求積のうち、料金回収代行は、NTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

「NTTファイナンス」をかたった不審なSMSにご注意ください
気になることがございましたらNTTファイナンスお客様相談センターまたは最寄りの警察署へご相談ください。
NTTファイナンス お客様相談センター 0800-333-6661
受付時間:午前9時~午後5時(土日・祝日・年末年始を除く)



印紙税申告納付につき芝
税務署承認済

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075
東京都港区港南1-2-70



内訳項目 (CHARGE BREAKDOWN)	金額(円) (AMOUNT (YEN))	請求内訳等詳細 (DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN)	税区 (TA)
◆076-473-1175 ◇NTT西日本ご利用分	2,707	1月分 回線使用料(基本料)(事務用) 12月 6日~1月 5日 屋内配線使用料 12月 6日~1月 5日 ユニバーサルサービス料(日割) 消費税等相当額(合計) 合算表示の料金合計×10%	合算 合算 合算
◇NTT西日本分(小計)	2,707	(小計)	
◇NTT西日本ご利用分	2,709	2月分 回線使用料(基本料)(事務用) 1月 6日~2月 5日 屋内配線使用料 1月 6日~2月 5日 ユニバーサルサービス料 1番毎分のご請求となります。 消費税等相当額(合計) 合算表示の料金合計×10%	合算 合算 合算
◇NTT西日本分(小計)	2,709	(小計)	
◇合計	5,416	合計 2か月分のご請求額です。	

領収証

富山県議会議員

山崎宗良様 No. _____

¥2,708/-

内訳	
現金	
小切手	/
手形	/
消費税額等(%)	

但 共同事務費按分分(電話1月、2月分)

R3年4月28日 上記正に領収いたしました

収入印紙

富山県中新川郡上市町正印70番地1

山崎むねよし後援会

会長

山崎むねよし事務所の経費按分に関する覚書について

事務所に係る下記の経費を後援会活動と山崎宗良政務調査活動経費を最大
2分の1に按分するものとする。

電話料・コピー経費・事務消耗品費・その他経費

令和3年4月1日

中新川郡上市町正印 70 番地 1

山崎むねよし後援会

会長

中新川郡上市町正印 41 番地

富山県議会議員 山崎宗良

政務活動費対象事業実績報告書

報告者 山崎 宗良

整理番号	79	事業概要*	タブレット・携帯電話料 自動車リース料			
使途項目	09_事務費	01_調査研究費 ・ 02_研修費 ・ 03_広聴広報費 ・ 04_要請陳情等活動費 ・ 05_会議費 06_資料作成費 ・ 07_資料購入費 ・ 08_事務所費 ・ 09_事務費 ・ 10_人件費				
内容						
上記 事業に 要した 経費	経費の内容*	金額(円)*	備考			
	タブレット・携帯電話料 2月分	4,139	8,279 × 0.5 = 4,139 円			
	自動車リース料 4月分	32,670	65,340 × 0.5 = 32,670 円			
		0				
		0				
		0				
《合計》*		36,809				
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)						
2021/03/05	ソフトバンク(02ガカ)	本人*	1回払い	9,399	0	9,399
2021/04/27	カ) オリエントコーポレーション			-65,340		

收受 令和 3 年 5 月 11 日
 決裁 令和 3 年 5 月 14 日
 処理 令和 3 年 5 月 14 日

Summary of your charges ご利用料金内訳明細書

ご請求先番号: 9912609093
Billing number

発行日 2021年 3月 1日

請求月 2021年 2月分
Month of Issue



電話番号 (お客さま番号等)	料 金 内 訳	内訳金額 (円)	税区分
	* * ご契約期間 1年 5ヶ月 * *		
	基本料 シェアード基本料 (1月21日迄) 2月20日	3,200	10%
	割引 タブレットずっと割	-520	10%
	割引 スマホ放題専用2年契約	-1,500	10%
	通信料 iPad通信料@0円 5226Pkt	0	10%
	通信料 4G LTE+専用通話@0円 1,379,958,990Pkt	0	10%
	(通信量合計 13801116Pkt [1.65GB])		
	月額料 スマホ専用通話	500	10%
	月額料 ウェブ使用料	300	10%
	月額料 ソフトバンクWi-Fiスポット	467	10%
	無料 ソフトバンクWi-Fiスポット (i) 無料特典 (467円 × 100%)	-467	10%
	月額料 あんしん保証@ソフトバンクWi-Fiスポット	650	10%
	割引 月割 (割引額は1,680円 (税込) です)	-1,528	10%
	端末代 分割支払金/賦払金	1,820	対象外
	その他 ユニバーサルサービス料	3	10%
	小計	2,925	
	* * ご契約期間 9年 10ヶ月 * *		
	基本料 通話定額基本料 (1月21日迄) 2月20日	3,700	10%
	割引 スマホ放題 専用2年契約	-1,500	10%
	通話料 通話定額基本料 (1月21日迄) 2月20日	0	10%
	通信料 S!メール (MMS) @0.005円 429Pkt	2	10%
	通信料 データ通信 (3G) @0.005円 2年	0	10%
	通信料 データ通信 (4G) @0.005円 362Pkt	1	10%
	(通信量合計 79,3Pkt [0.10GB])		
	割引 データ定額パックS (4G ケータイ) 対象通信分	-3	10%
	通信料 メール (SMS)	0	10%
	通信料 メール (SMS) (YM/他社宛)	33	10%
	月額料 スマホ使用料	300	10%
	月額料 ソフトバンクWi-Fiスポット	467	10%
	無料 ソフトバンクWi-Fiスポット 無料特典	-467	10%
	情報料 ソフトバンクモバイルまとめて支払い (Appite等) ご利用分	△ -1,120	内税
	割引 月割 (割引額は830円 (税込) です)	-755	10%
	端末代 分割支払金/賦払金	3,285	対象外
	その他 ユニバーサルサービス料	3	10%
	小計	6,186	
	合計	9,111	
	内課税対象額 10%	2,886	
	内課税対象額 計	2,886	
	消費税等 10%	288	
	消費税等 計	288	
	ご請求金額	-9,399	8,279
	(税込金額 計 10%)	3,174	
	(課税対象外 計)	6,225	
	9,399円 - 1,120円 = 8,279円		

※ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (加入電話、公衆電話、緊急通報) の提供を確保するためにご (1 / 1頁)
負担いただく料金です。
※更新月等の各種ご契約内容についてはMy SoftBankの契約内容照会よりご確認ください。
※他社債権にかかる消費税率は購入元からの明細等をご確認ください。
※経過措置対象の取引は旧税率を適用しています。

納車確認書

このたびは弊社オートリースをご利用いただきありがとうございます。
登録となりましたリース車両に関しましてご納車内容のご確認として
下記のとおりご案内申し上げます。必ず記載内容をご確認ください。
お車に関して、瑕疵または、ご不明な点がございましたら本書到着日より
14日以内に書面にて弊社担当窓口までご連絡ください。

ご契約内容

ご契約者 山崎 宗良

契約番号 [REDACTED]

リース番号 [REDACTED]

車名 ホンダ

通称 インサイト

登録番号 [REDACTED]

車台番号 [REDACTED]

リース開始日 2019年07月09日

リース満了日 2026年07月08日

お支払総額 5,488,560円（消費税込み）

※お支払総額は、自動車リース契約書記載の別枠リース料（頭金）を含みます。

※お支払いのスケジュールは、オリエントコーポレーションから別途通知いたします。

リース方式 メンテナンスリース

残存価格 オープン・エンド契約（精算あり方式）
682,000円（消費税抜き）

本契約には任意保険が含まれておりません。
お客さまの責任にて必ずご加入ください。

代理店名 株式会社ファーストオート

収納代行並びに保証委託先 株式会社オリエントコーポレーション

重要事項のご案内

リース契約における自動車リース契約書並びに
保証委託契約説明書は必ず再度お読みください。

◇ リース満了時の残存価格の精算について

残存価格設定方式がオープン・エンド契約(精算あり方式)でご契約のお客さまは、ご契約書記載の残存価格とリース契約満了時点における査定価格との差額を精算する方式となります。

残存価格は、契約満了時点の予想査定価格であり、査定価格(売却価格)を保証するものではありません。

お車の状態や相場変動により査定価格が残存価格を上回った場合はその差額をお客さまにご返金しますが、査定価格が残存価格を下回った場合は、お客さまに差額(不足額)をご請求させていただくこととなります。なお、査定費用はお客さまのご負担となります。

◇ 契約走行キロ超過時のご注意について

残存価格設定方式がクローズド・エンド契約(精算なし方式)でご契約のお客さまは、リース契約満了時に契約走行キロを超過した場合、オリコオートリースが追加補修、メンテナンス等を行った場合の費用等をご負担いただく場合がございますのでご注意ください。

◇ 事故に遭われた場合について

万一事故に遭われた場合は、けが人の救護等ののち、速やかにご契約のお車を現状に回復するよう修理してください。なお、修理代等一切の費用はお客さまのご負担となります。

◇ 契約内容のご変更について

お客さまの氏名(社名)、住所、電話番号等に変更があった場合には、代理店またはオリコオートリース並びにオリエントコーポレーションまで速やかにご連絡ください。

◇ 中途解約について

リース期間の中途での解約は原則としてできません。但し、お客さまが中途解約をご希望される場合において、オリコオートリースがリース期間の中途での解約を認めた場合は、リース車両をご返却していただくとともにオリコオートリース所定の算式による中途解約金のお支払いを条件として中途解約ができます。

また、リース車両が盗難や事故等により使用不能状態となった場合においてもリース期間の途中で解約となり、中途解約金をお支払いいただきます。

自動車リース契約並びに保証委託契約約款

別紙契約者(以下、甲という)は、別紙貸主(以下、乙という)と、第1条の条件で成立する自動車リース契約を締結し、かつ別紙保証会社(以下、丙という)と、25条の条件で成立する保証委託契約を締結します。

[リース契約条項]

第1条(リース契約)1. 乙は別紙の自動車(以下、自動車という)を甲にリース(賃貸)し、甲はこれを借り受けます。2. リース契約は、甲、丙間の保証委託契約成立し、乙が所定の手続きを経て承認した時に成立するものとします。3. 甲及び乙は、リース契約の履行にあたっては、道路交通法、道路運送車両法、自動車の保管場所の確保等に関する法律等の諸法令を遵守します。4. 甲及び乙は、乙を自動車検査証上の所有者、甲を自動車検査証上の使用者として自動車登録することに合意します。5. リース契約は、リース契約条項及び法令に定める場合を除き第2条に定めるリース期間の途中で解除又は解約ができません。

第2条(リース期間)リース期間は、別紙第1項記載のとおりとし、第1条第4項に定める自動車の登録が完了した日、又は乙が指定した日から起算します。

第3条(リース料及び支払方法)1. 甲は、別紙第2項のリース料及び消費税法の税率に基づく消費税並びに地方消費税(以下、消費税等額という)を乙へ支払します。2. リース料の支払方法は、別紙第2項に定めたとおりとします。3. リース料には別紙第3項の費用が含まれます。4. 甲は、リース期間中、理由のいかん問わず、乙に対するリース料その他リース契約に基づく債務の減免、又は弁済の猶予を受けることはできないものとします。5. 甲が第8条によるメンテナンスサービスを受けなかったときでも、乙は、リース料の減額又は返還をしません。

第4条(自動車の納入・引渡し)1. 乙は、自ら又は別紙代理店もしくは乙の指定する者を介して、甲に自動車を引渡します。2. 甲は、自動車の納入を受けた直ちに自動車を点検し、自動車の瑕疵が無いことを確認します。3. 乙は、甲に対し、納車確認書を送付し、甲が納車確認書を受領した日から14日以内に書にて異議を申立てない場合、乙から甲へ完全な状態で自動車の引渡しがあったものとします。尚、甲が乙又は別紙代理店もしくは乙が指定する者に対し売所定の車両受領書を交付したときも、同様に、乙から甲への自動車の引渡しがあったものとします。4. 甲が自動車を点検する際に自動車の瑕疵を発見した場合は、甲は直ちにその旨を書面で乙に通知するものとし、甲がこれを怠った場合には、自動車は完全な状態で引渡されたものとみなします。5. 天災地変、戦乱、暴動、内乱、法令の改廃・制定、公権力による命令・処分、ストライキその他の争議行為、輸送機関の事故、登録の遅延、売主の引渡し遅延、その他乙の帰し得ない事由による自動車の引渡し遅延又は引渡し不能の場合、乙は一切の責任を負いません。6. 甲が正当な理由なく自動車の引渡しを受けること、又は甲の責に帰すべき事由により乙が自動車を引渡すことができない場合は、乙は何らかの催告なく本契約を解除することをできるものとします。

第5条(自動車の瑕疵等)1. 自動車の規格、仕様、品質、性能等に隠れた瑕疵があった場合、並びに自動車の選択、決定に際して甲に錯誤があった場合においても、乙は瑕疵の修理等の履行、瑕疵に起因する損害の賠償の責任を負わないものとします。2. 引渡し時に発見された自動車の瑕疵及び引渡し後に発見された自動車の瑕疵について、甲は売主に対して修理、整備等の履行、瑕疵に起因する損害が生じたときはその損害の賠償を請求するものとし、その範囲については自動車の保証書の定めに従います。尚、乙は、甲の売主に対する請求権行使のために乙が必要と認める範囲内でこれに協力します。3. 前者の修理等の履行、又は損害の賠償を請求する場合においても、甲はリース料その他リース契約に基づく債務の減免、又は弁済の猶予を受けることやリース約の変更又は解除はできません。

第6条(自動車の使用・保管等)1. 甲は、自動車の引渡しを受けたときから、善良な管理者の注意をもって自動車を使用・保管するものとし、使用・保管に際しては、法令及び官公庁の規則並びに自動車製造会社の定める取扱説明書及び整備手帳(メンテナンスノート)の指示事項を遵守します。2. 甲は、自動車の使用の際に申請した使用の本拠の位置及び保管場所にて自動車を使用・保管します。3. 甲は、自動車を安全で良好な状態に保つよう運行前点検及び日常の点検・整備並びに法令に基づく継続検査を受ける等、自動車の維持管理を行います。4. 甲は、自動車が損傷を受けたときは、その原因のいかんを問わず修復を行ないます。又、自動車が修復不能な場合は、第14条の規定に従います。5. 甲は、前各項のために要した一切の費用について、リース料に含まれるものを除いて負担します。6. 乙又は乙の指定する者は、自動車の保管場所等に立ち入り、自動車の現況及び使用、保管の状況を調査することができます。7. 甲は、乙から自動車の現況及び使用、保管の状況について説明・資料の提供等の申し入れがあった場合は、異議なくこれに応じます。8. 甲は、乙から自動車の所有を明示する表示、標識等を設置するよう申し入れがあった場合は、異議なくこれに応じます。9. 甲は、自動車を寒冷地で使用する場合、又は塩害・悪臭の残留等によって自動車の価値の低下を招く恐れのある地域もしくは用途に使用する場合は、事前に乙の書面による承諾を得るものとします。尚、当該事由に対する乙の承諾は甲の精算義務に何らの影響も与えないものとし、別紙第5項の残存価格がクローズド・エンド契約(精算なし)の場合においても、当該事由により自動車の価値が減少した場合には甲は乙に損害を賠償するものとします。

第7条(自動車の登録等)1. 甲は、乙が「登録識別情報制度」等、国土交通省等から自動車の登録情報の提供を受け、自動車の管理その他の目的で利用することについて、異議がないことをあらかじめ確認します。2. 乙において、商号変更、住所変更、又は合併・会社分割・事業譲渡等に基づく自動車の所有移転等が生じ、道路運送車両法に基づく変更登録・移転登録を行う必要がある場合には、乙がこの変更登録・移転登録を行うことを甲はあらかじめ承諾すると共に、甲を代理して自動車検査証の記載事項の変更手続きを行うことをあらかじめ承諾します。又、これらの手続きに関連して甲にて対応する事項がある場合には、これに協力します。

第8条(メンテナンスサービス)1. リース料にメンテナンスサービスが含まれる場合には、乙は甲に対し、乙の指定する整備工場(以下、指定工場という)で、別紙第4項の○印を付した項目の範囲内で別紙第6項記載の契約走行キロ数(以下、契約走行キロ数という)を基準としたメンテナンスサービスを提供します。ここに伴う費用は、別紙第2項のリース料に含まれるため、甲は、この費用を負担する必要はありません。2. 前項の規定にかかわらず、次の各号の一つに該当する場合には、メンテナンスサービスの範囲外とし、その費用は甲の負担とします。(1) 甲の故意、過失又は契約違反に起因する自動車の修理、改造、部品の交換。尚、甲が、法令で定められた点検整備及びリース契約に含まれるメンテナンスサービスの全部又は一部を受けなかったことにより、自動車が不具合が生じた場合は、甲の過失に起因する修理とみなします。(2) 天災地変その他の不可抗力に起因する自動車の修理、改造、部品の交換。(3) 法令又は官公庁の指示、指導に基づく自動車の修理、改造、部品の交換、取付。(4) 指定工場以外で、乙又は指定工場の承諾なしに行なった別紙第4項に定めるメンテナンスサービス。(5) 甲の過失による損傷等における別紙第3項に定める自動車保険契約の保険金又はメンテナンスサービスの車両保険免責特約で補填されない修理費用(保険対象外及び保険金超過)。(6) 音、振動その他自動車の機能に影響のない感覚的な事象の整備又は修理費用。(7) 自動車を不能使用と認められることにより発生する休業補償、商業損失等の損失。(8) 日常点検費用、洗車費用等のメンテナンスサービス以外の費用。(9) 特装車両の架装・装置部の修理、整備費用。(10) 甲が契約走行キロ数を超過したことにより発生した追加補修・メンテナンス等の費用。(11) 前各号のほか、別紙第4項記載のメンテナンスサービスの費用。3. 乙は、甲の都合により法令に定める自動車の継続検査を早期に行った場合においても、第2条のリース期間内に通常行うべき継続検査の回数を減らして継続検査を行いません。4. 第2項第4号の規定にかかわらず、甲は、緊急やむを得ない場合又は指定工場が相当と認めた場合には、乙又は指定工場に承認を得て他の整備工場から自動車のメンテナンスサービスを受けることができます。5. 甲が、メンテナンスサービスを受けるときは、甲は、指定工場に事前連絡し、メンテナンスサービスを受ける場所及び日時等につき指定工場と協議の上決定するものとします。6. 甲が転居した場合等、指定工場によるメンテナンスサービスの提供が困難と乙が認めた場合、乙は甲に対し代替の整備工場を指定するものとします。7. 前項に関わらず、乙が地域等により代替の整備工場を指定できない場合は、乙は本契約をメンテナンスサービス含まない契約へ変更することができるものとします。甲は予めこれを承諾します。8. 前項により乙が本契約をメンテナンスサービス含まない契約へ変更する場合には、別紙第2項のリース料を乙所定の計算方法により、メンテナンスサービス費用相当額を減額したリース料とするものとします。尚、変更前のメンテナンスサービス費用相当額については、理由の如何を問わず返金しないものとします。



第9条(車検拒否制度にかかわる警察等への確認に関する同意) 1.甲は指定工場が自動車の継続検査等の手続きを代行する時に、放置違反金滞納の有無を確認するために、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会のホームページを利用したインターネット照会を行なうことにあらかじめ同意します。又、インターネット照会の結果、指定工場が各都道府県警察に対してのファックスによる照会を要する場合は、甲は所定の同意書に自署又は押印します。2.放置違反金(滞納等)に起因して自動車の継続検査が遅延又は不能となっても乙は一切の責任を負いません。尚、放置違反金の滞納等に起因して「保安基準適合証」の有効期限が切れた場合、「保安基準適合証」の再取得にかかわる一切の費用は甲が負担します。

第10条(代車の提供) 1.別紙第4項記載のフルメンテナンスに限り、第8条のメンテナンスサービスとして行なう継続車検、法定点検、定期点検、故障修理等に指定工場入庫後3日以上を要する場合には、乙は甲の要求に基づき3日目より、乙又は指定工場の選定する代車(以下、代車という)を甲に無償で貸渡します。は、代車が別紙の自動車と異なる車種であってもあらかじめこれを承諾します。2.前項にかかわらず、別紙第4項記載のメンテナンスサービス内容に代車提供リナー特約が含まれる場合には、乙は甲の要求に基づき、指定工場入庫時から、代車を甲に貸渡します。甲は、代車が別紙の自動車と異なる車種であってもあらかじめこれを承諾します。3.甲は、前各項により提供を受けた代車の使用、保管については、別紙の自動車と同等の管理を行います。4.本条の代車に付保されている自動車保険の契約内容が、本契約の自動車の保険契約の内容と異なる場合であっても甲はあらかじめこれを承諾します。又、万一保険事故が発生し、代車の保険契約により補填されない損害が生じたときは、甲がその全額を負担します。5.甲は、代車の使用中に、当該代車に関し道路交通法に定める違法駐車をしたときは、自ら違法駐車に係る反則金等を納付し、違法駐車に伴うレッカー移動、保管などの諸費用を負担します。乙又は乙の委託により代車を提供した者が警察等から代車の放置駐車違反の連絡を受け、その旨を甲に通知した場合も同様とします。6.甲が代車の使用中に違法駐車をしたことにより、乙又は乙の委託により代車を提供した者が道路交通法の放置違反金納付命令を受け、放置違反金を納付した場合等又は、代車の引取りに要した費用等を負担し、場合によっては、甲は乙に対して放置違反金相当額及び乙が負担した費用について賠償する責任を負うものとします。この場合、甲は、乙に対して、直ちにこれらの金額を支払うものとします。7.甲は、代車が警察より移動された場合には、乙の判断により、乙又は乙の委託により代車を提供した者が、代車を警察から引き返す場合があることをあらかじめ承諾します。

第11条(契約月間走行キロ数) 1.自動車の契約月間走行キロ数は、別紙第6項に定めるとおりとします。2.甲が乙に自動車を返還した際、前項の契約走行キロ数を超過した場合、甲はリース契約が終了した時点における超過走行距離1kmにつき15円(税別)の超過精算金を負担します。3.第1項の契約走行キロ数を超過したことにより、乙が追加補修・メンテナンス等を行った場合又は自動車の価値の減少等の損害を被った場合には、甲はその補修費用及び損害額を乙に支払います。4.返還された時点の自動車の実走行キロ数の月間平均が、契約走行キロ数に満たない場合であっても、これを理由として甲が乙に対しリース料の算等を請求することはできません。5.別紙第5項の残存価格がオープン・エンド契約(精算あり)の場合は、第2項及び第3項を適用しないものとします。

第12条(第三者に対する責任) 次の各号に定める損害が生じたときは、甲はこれを引き受けて賠償するものとし、乙がこれを賠償したときは、甲は、乙の請求あり次第、直ちにその賠償額及び問題解決に要した費用(弁護士費用を含む)を乙に支払うものとします。(1)甲による自動車又はメンテナンスサービス中の自動車の使用・保管に起因して第三者に対し、人的又は物的損害(盗難にあった自動車により引き起こされた事故による人的又は物的損害を含む)が発生した場合。(2)甲がリース契約に違反したため、乙に損害(乙が第三者から損害賠償請求を受けた場合の当該第三者の損害を含む)が発生した場合。

第13条(禁止行為等) 1.甲は、リース契約に基づき乙に対して負担する債務と、乙又はその承継人に対して有する債権とを相殺できません。2.甲は、自動車を第三者に譲渡、転貸、担保等に差し入れたたり、その他、乙の所有権を侵害するような行為をしません。3.甲は、乙の事前の書面による同意を得ない限り、次の各号の行為ができません。(1)自動車の改造、構造変更等を行い、又は自動車に特別仕様部品、機器類を脱着する等、自動車の現状を変更すること。(2)自動車検査証の記載を変更し、又は自動車の用途、使用の本拠の位置、保管場所等を変更すること。4.自動車に装着又は貼付した他の物品の所有権は、乙が書面により甲の所有権を認めた場合を除き、全て無償で乙に帰属します。5.第三者が自動車についての権利を主張し、又は保全処分もしくは強制執行等により乙の権利を侵害するおそれが生じた場合には、甲は、乙の所有自動車であることを主張証明してその侵害を防ぐとともに、その事情を直ちに書面で乙に報告します。6.本条において、乙がリース契約に定める乙の権利を保全するため必要な措置をとったときは、甲は乙の支払った全ての費用(口座振替再振替料、催告費用、自動車引取費用、訴訟・保全費用及びその弁護士費用並びに処分までの保管費用等)を負担します。7.甲は、日本国内でのみ自動車を使用するものとし、日本国外に自動車を持ち出すことはできないものとします。

第14条(自動車の滅失・損傷等) 1.自動車の返還までに生じた自動車の盗難、滅失、損傷等についての一切の危険は、すべて甲が負担します。2.詐欺、盗難その他の事由により、自動車の占有を失ったときは、甲は、盗難届又は紛失届を速やかに所轄の警察署に提出します。3.自動車が盗難、滅失(所有権の侵害を含む)、又は修理不能の損傷を受けた場合には、甲は直ちにその旨を乙に通知するとともに、損害金として、別紙第5項の残存価格がオープン・エンド契約(精算あり)の場合はリース料の残額と残存価格及び使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づくリサイクル料金等(以下、リサイクル料金等という)の合計額から別紙第3項の費用のうち支出を要しなくなった費用を差し引いた金額を、残存価格がクローズド・エンド契約(精算なし)の場合はリース料の残額とリース期間満了時の定額償却法に基づく自動車簿価及びリサイクル料金等の合計額から別紙第3項の費用のうち支出を要しなくなった費用を差し引いた金額を、遅滞なく乙に支払います。但し、乙が第15条の保険金を受領したときは、甲はその金額を限度として損害金の支払義務を免れます。4.甲が前項の損害金を支払ったときは、この自動車についてのリース契約は終了します。

第15条(保険契約) 1.乙は、自動車について、別紙第3項により、リース料に自動車損害賠償責任保険料が含まれる場合は、法令に基づく自動車損害賠償責任保険契約を締結します。但し、リース料に自動車損害賠償責任保険料が含まれない場合は、甲はリース契約とは別に、甲の責任と費用により、自動車損害賠償責任保険契約を締結するものとし、自動車損害賠償責任保険証券の写しを乙に提出します。2.乙は、自動車について、別紙第3項により、リース料に自動車任意保険料が含まれる場合は、別紙第3項の自動車任意保険契約(車両保険の被保険者は乙)を締結の上、リース期間中これを継続し、乙は保険証券の原本又は写しを保管します。但し、リース料に自動車任意保険料が含まれない場合は、甲は、リース契約とは別に、甲の責任と費用により自動車任意保険契約を締結し、リース期間中これを継続します。この場合、保険証券の原本は甲が保管し、乙から保険証券の写しを求められた場合、甲は速やかに乙に提出します。3.保険で補填されない損害(保険適用外、保険金額超過、保険免責等)は、一切甲が負担します。4.保険契約自体に関する取決めは、保険会社の約款・取扱規定に従うものとします。

第16条(事故処理) 1.事故発生の場合、甲又は自動車の運転者は、道路交通法第72条に基づき、直ちに事故現場における危険防止措置、並びに負傷者の救護措置を講じるとともに、最寄りの警察署に届出ます。2.前項の場合、甲又は自動車の運転者は、直ちにその旨を書面で乙及び保険会社に通知するとともに、事故処理にあたるものとします。3.事故の処置にあたっては、甲は、保険会社に示談交渉権がある場合を除き自主的に解決を図るものとし、乙又は保険会社は不利な内容を第三者との間に締結しません。尚、その際、乙又は保険会社の援助を要する場合には、乙は保険会社と連携し乙が認める範囲内でこれに協力します。4.事故解決にあたって、甲及び乙は保険金請求に必要な書類の提出など解決に向けて協力します。

第17条(自動車の返還)1.リース契約がリース期間の満了、契約解除その他の事由により終了したときは、甲は、直ちに自動車を乙の指定する場所に返還しその費用を負担します。2.自動車の返還が遅延した場合には、甲は、返還完了までにリース契約に定めたリース料相当額(1ヶ月未満は1ヶ月として計算し、す)を支払うとともに、この契約の諸条項に従います。3.返還された自動車が自然の減耗・損耗及び第13条第3項によって乙が承諾したものを除き、甲は自らを原状に修復した上で乙に返還します。甲が自動車を原状に修復せず乙に返還した場合は、乙は甲にその修復に要する費用を請求し、甲は直ちに乙に支払います。4.甲が自動車の返還を遅延した場合には、乙又は乙の指定する者は通知、催告なしに自動車をその所在地から引き揚げるができるものとし、甲これを妨害したり、拒むことはできません。この場合、甲は自動車の引き揚げ等に要した一切の費用を直ちに乙に支払います。

第18条(再リース)前条の規定にかかわらず、リース期間の満了後も甲が引き続きリースを希望するときは、満了の3ヶ月前までに乙に書面で申し出るものと乙が承諾した場合には、甲、乙協議により定めた条件で再リース契約を締結することができます。

第19条(残存価格の精算)1.別紙第5項の残存価格がオープン・エンド契約(精算あり)の場合、返還された自動車の査定価格が残存価格を超えるときは乙に、にその差額を支払い、査定価格が残存価格に達しないときは甲は乙にその差額を支払います。2.前項の精算において、甲は自動車の抹消登録費用、運送!査定費用等の処分に要した一切の費用を別途乙に支払います。

第20条(期限の利益喪失・契約解除)1.甲が次の各号の一つにでも該当した場合には、甲は、乙からの何らの通知、催告によらず、リース契約に基づく債務ついて期限の利益を失うものとし、直ちにリース料の残額全部を支払い、自動車を返還します。(1)リース料その他の乙に対する金銭債務の支払を1回でも遅たとき。(2)支払を停止したとき、又は自ら振出した手形、小切手が不渡りとなったとき。(3)仮差押え、差押え、仮処分、強制執行、競売などの申立を受けたとき、公租公課を滞納し、もしくは滞納処分を受けたとき、又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立があったとき。(4)事業を廃止もしくは解散したとき、又は官公庁から業務停止の処分を受けたとき。(5)後見開始もしくは保佐開始の審判を受けたとき、又は逃亡、失跡もしくは保存行為をしないうとき。(6)死亡したとき。(7)経営が著しく悪化し又はその恐れがあると認められる相当の事由が生じたとき。(8)自動車について必要なこれに応じないとき。(9)その他リース契約条項又は乙との間の他の契約条項の一つにでも違反し、乙が期間を定めてその是正を催告したにもかかわらずこのほか、乙の債権保全のために必要と認められる相当の事由が発生したとき。2.甲又は連帯保証人予定者が、前項各号の一つにでも該当した場合には、乙は、通知により直ちにリース契約を解除することができます。3.乙は、前各項の何れをも任意に選択することができます。

第21条(契約解除時の取扱い)前条第2項又は第35条第3項により乙がリース契約を解除した場合には、次の各号の規定が適用されます。(1)甲は、損害賠償金として、残存価格がオープン・エンド契約(精算あり)の場合は、リース料の残額と残存価格との合計額を、残存価格がクローズド・エンド契約(精算なし)の場合は、リース料の残額とリース満了時の定額償却法に基づく自動車簿価との合計額を、直ちに乙に支払います。又、自動車が永久抹消登録となる場合は、リサイクル料金等相当額を併せて支払うものとします。(2)甲は、自動車を乙の指定する場所に返還し、その費用を負担します。(3)前号による自動車の返還については、第17条の規定を準用します。(4)乙は、返還を受けた自動車について乙の選択により相当の価格で処分するか又は相当の基準によってその価格を評価し、処分額又は評価額からそれに要した一切の費用を差し引いた上、第1号の損害賠償金が支払われた場合に限り、同賠償金を限度として甲に返還します。

第22条(費用の変動)1.甲は、リース契約が締結された後に次の各号の事由によりリース料に含まれる費用の増加及び追加が生じた場合は、その増加及び追加した費用を負担します。又、支払方法については、乙の定めによるものとします。(1)法令又は官公庁の指示により自動車の仕様変更等に伴う整備、部品取付、交換などが生じたとき。(2)登録諸費用、自動車税その他の租税公課が増額されたとき。(3)自動車損害賠償責任保険料が増額されたとき。(4)自動車保険の保険条件の変更等により保険料が増額されたとき。(5)リース契約による取引に関して租税公課が課せられたとき。2.別紙第2項の消費税等額は、本契約の成立日現在の消費税の税率により計算したものであり、当該税率が変更されたときは、甲はその変更後の税率により計算した消費税等額を乙に支払うものとします。

第23条(特約事項)別紙第7項に定める特約は、リース契約の他の条項に優先して適用され、リース契約と異なる合意はここに記載するか、別に書面にて甲、乙が合意しなければ効力はないものとします。

第24条(ロードサービスの利用)甲は、乙の定めるロードサービス規定を承認し、遵守の上、ロードサービスを利用するものとします。乙は、甲に事前又は事後に通知することにより、ロードサービス内容の変更、ロードサービスの中止又は終了することができるものとし、甲はこれを承諾します。但し、この場合でもリ-プ料の変更は行いません。

【保証委託契約条項】

第25条(保証委託及び集金代行)1.甲は、リース料支払債務、損害賠償債務、残存価格の精算に係る支払債務その他リース契約に基づき乙に対して負担する一切の債務を、丙が連帯保証することを委託し、丙はこれを承諾します。2.前項に基づく丙の保証の受託は、丙が所定の手続きをもって連帯保証することの承諾を乙又は別紙代理店に通知した時に成立します。3.甲は、丙が乙から委託を受けて、甲が乙に支払うリース料の請求、集金、及び通知、催告を代行することを承諾します。この場合、甲が丙に支払うことにより乙への支払がなされたものとします。4.前項の規定にかかわらず、別紙第2項の別枠リース料は、甲から直接乙へ支払います。

第26条(保証債務の履行)丙は、甲及び連帯保証人予定者に対する事前通知なしに、いつでも乙に保証債務の一部又は全部の履行ができます。

第27条(求償権の事前行使)甲が次の各号のいずれかに該当した場合、丙は甲に対し保証債務の履行前であっても保証債務の全額について事前求償権を行使することができます。(1)第20条第1項各号に該当したとき。(2)リース契約が解除されたとき。(3)失踪し又は刑事上の訴追を受け、もしくは保証委託契約以外の契約に基づく債務について期限の利益を喪失するなど信用状態が著しく悪化したとき。

第28条(求償権)丙が乙に対して、保証債務を履行した場合、甲は、保証債務履行額、保証債務の履行に要した費用、及びこれらに対する遅延損害金として、保証債務の履行日の翌日から支払完了日まで年14.6%(1年365日の日割計算)の割合による金額並びに求償権の行使に要した費用その他一切の損害を、丙の請求により直ちに丙に支払います。この場合、甲が乙に対抗できる事由があっても、これをもって丙の求償権の行使には対抗できません。

第29条(自動車の保管)1.甲が次の各号のいずれかに該当した場合、丙が求償権の保全のために必要と判断し、丙から自動車の一時預かりを要求されたときは、丙の保証債務の履行前であっても、甲は、直ちに自動車を丙に引き渡します。(1)第20条第1項各号に該当したとき。(2)リース契約が解除されたとき。(3)丙に対する他の金銭債務の支払を1回でも怠ったとき。2.甲は、前項に基づき丙に自動車を引渡した場合であっても、乙に対するリース料の支払いを免れることとはできないものとします。



お客さま

第30条(自動車の所有権) 1. 甲及び連帯保証人予定者は、丙が乙に保証債務を履行したとき、又は保証債務履行前でも丙が要請し、乙が同意したときは車の所有権が乙から丙に移転することについて、あらかじめ承諾します。2. 前項により自動車の所有権が乙から丙に移転したときは、丙は、客観的にみてな価格をもって自動車を処分し、保証委託契約に基づく債務及び自動車の引取・保管・査定・換価に要する費用の弁済に充当することができるものとします。この場合自動車に付加され一体となっているもの及び自動車の常用に供するために自動車に付属したものとあるときは、自動車の処分に従うものとし、自の評価に含めるものとします。3. 丙は、使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づきリサイクル料金等その他自動車の処分に伴い移転する費用及び等の対価を受領し、甲が保証委託契約に基づき丙に対して負担する債務に充当することができるものとします。

[リース契約及び保証委託契約の共通条項]

第31条(収納代行の取扱い) 甲がコンビニエンスストアの収納代行を利用してリース料又は丙に対する求償債務を支払ったときは、コンビニエンスストアが、料又は丙に対する求償債務を受領したことにより、丙への支払いがなされたものとします。

第32条(遅延損害金) 甲がリース契約及び保証委託契約に基づく乙又は丙に対する支払いを遅延した場合には、甲は、支払うべき金額に対して年14.6%(365日の日割計算)の割合による遅延損害金を支払います。

第33条(費用負担) 1. 甲はリース契約及び保証委託契約に基づく次の各号の費用を負担します。リース料、各種損害金、その他甲が負担すべき費用を銀行により支払った場合の振込手数料。2. 乙又は丙が、リース契約及び保証委託契約に基づく権利を行使するために必要な措置をとった場合のそれに要した費用(弁護士費用を含む)。3. 甲がリース料等の支払いを延滞したことにより、丙が振替振込用紙の送付・再度口座振替等の再請求手続きを行ったときは、1回につき300円(税別)。4. 丙が訪問集金をしたときは、1回につき1,000円(税別)。5. 丙が甲又は連帯保証人予定者に対し書面による通知・催告をしたときは、これらに実費。6. 丙から甲又は連帯保証人予定者へ返金が発生した場合は、返金手数料として返金方法に応じて500円～800円(税別)。

第34条(通知・報告等) 1. 甲及び連帯保証人予定者は、第4条第4項、第13条第5項、第14条第3項、第16条第2項、及び第18条の各場合のほか、自動車の保管に起因して人為的又は物的損害が生じたとき、詐欺、盗難その他の事由により、自動車の占有を失ったとき、甲又は連帯保証人予定者についてリースのご利用目的、住所(所在地)、氏名、名称(商号)、代表者、勤務先(職種)、事業の内容、実質的支配者の変更があったとき、財産、経営、業況の重要な変化があったとき、及び甲又は連帯保証人予定者に係る後見人、保佐人、補助人、任意後見監督人が選任された場合には、登記事項証明書等を添付の上、乙及び丙に通知します。2. 甲は、乙又は丙から請求があったときは、甲の事業又は勤務先の状況及び車の使用、保管の状況等を報告し、毎決の決算書類その他乙又は丙の指定する関係書類を提出します。3. リース契約及び保証委託契約に関する書面による乙、乙の代理人又は丙の意思表示が、紙又は第1項に基づき通知を受けた甲又は連帯保証人予定者の住所(所在地)に差し出されたにもかかわらず、甲又は連帯保証人予定者に延着し、又は至らなかった場合でも、通常到着すべき時に到着したものとみなします。4. 甲及び連帯保証人予定者は、前項の延着又は不着により生じた損害及び不利益を、乙の代理人及び丙に対し主張できません。5. 甲又は連帯保証人予定者に発送した郵便物が、不在のため郵便局に留置されたときは、留置期間満了時に、甲又は連帯保証人予定者に到着したものとみなします。6. 甲及び連帯保証人予定者は、その財産、収入、信用等を丙又は丙の委託する者が調査しても何ら異議のないものとします。

第35条(反社会的勢力の排除) 1. 甲及び連帯保証人予定者は、甲(甲が法人にあってはその代表者を含む)又は連帯保証人予定者が、現在、暴力団、暴力員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という)に該当しないこと、及び次の何れにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約すること。(1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。(2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。(3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。(4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。(5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。2. 甲又は連帯保証人予定者は、自ら(甲が法人にあってはその代表者を)又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとします。(1) 暴力的な要求行為。(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。(4) 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて乙もしくは丙の信用を毀損し、又は乙もしくは丙の業務を妨害する行為。(5) その他前各号に準ずる行為。3. 甲又は連帯保証人予定者が、暴力団員等もしくは第1項各号に該当した場合、もしくは第2項各号の何れかに該当する行為をし、又は第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、乙又は丙は、直ちにリース契約又は保証委託契約を解除することができ、かつ、乙又は丙に生じた損害の賠償を請求することができるものとします。この場合、甲又は連帯保証人予定者は、甲又は連帯保証人予定者に損害が生じたときでも、乙又は丙に対し何らの請求をしないものとします。

第36条(乙及び丙の権利の譲渡) 乙及び丙は、甲の承諾を要しないで、リース契約又は保証委託契約に基づく乙又は丙の権利の全部もしくは一部又は自動車の所有権を金融機関もしくは第三者に担保に入れ、又は譲渡することができます。

第37条(連帯保証) 1. 連帯保証人予定者は、別紙事項、リース契約及び保証委託契約の各条項を承認の上、リース契約及び保証委託契約に基づく甲の一切の債務について、甲と連帯して保証債務を負います。2. 連帯保証人予定者は、乙又は丙がその都合によって担保又は他の保証を変更、解除しても、免責の主張又は損害賠償の請求をしません。3. 連帯保証人予定者が乙に対して丙の保証に係るリース契約に基づく債務につき保証をし、又は担保の提供をしたときは、乙と連帯保証人予定者との間の求償及び代位の関係は次の通りとします。(1) 丙が保証債務を履行したときは、連帯保証人予定者は丙に対して当該保証債務履行額の全額を支払い、丙に対し、負担部分の主張をしません。(2) 丙が保証債務を履行したときは、連帯保証人予定者は丙に対して当該保証債務の履行額について丙が乙に代位し、乙の有していた一切の権利を行使することができます。(3) 連帯保証人予定者が乙に対する自己の保証債務を弁済したときは、連帯保証人予定者は、丙に対して何らの求償をしません。

第38条(公正証書) 甲及び連帯保証人予定者は、乙又は丙から請求があったときは、甲の費用負担でリース契約及び保証委託契約につき強制執行承諾条項付した公正証書を作成します。

第39条(合意管轄) 甲及び連帯保証人予定者は、リース契約及び保証委託契約による取引について紛争が生じた場合は、訴額のいかんにかかわらず、乙もしくは丙の本支店・センターの住所を管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

(カード会員入会申込み) 契約者はカード会員規約を承認の上、カード会員の入会申込みをするものとします。会社が入会を承認した場合、カードの交付、交付の時期、交付の方法等は会社の任意によるものとし、又、入会を承認しない場合も特に通知は行われません。

株式会社オリентコーポレーション
 お客様相談室

株式会社オリコオートリース

〒102-8503 東京都千代田区麹町5丁目2番地1
 TEL 03-5275-0211

〒110-0016 東京都台東区台東二丁目27番5号 日土地御徒町ビル7階
 TEL 03-6865-5515

整理番号	210		使途項目	01_調査研究費 01_調査研究費・02_研修費 03_広聴広報費・04_要請陳情等活動費	
活動期間	令和3年5月3日	から	活動の概要	(内容) ・第45回少年/第62回一般 富山県空手道選手権大会開会式	
	令和3年5月3日	まで			
場所	上市町丸山総合公園総合体育館				(備考)自宅→丸山総合体育館→自宅
経費の内容		金額	経費の内容		金額
鉄道・バス			宿泊料		
タクシー			食事代		
航空機			会費		
自家用車	@37 ×	km =			
リース車	@18 ×	7 km =	126		
有料道					
駐車場			計		126
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)					

(注1) 備考欄または余白に、公共交通機関及び有料道路については利用区間、自家用車利用の場合は主な行程を記載すること。

(注2) 自家用車は利用距離数 (Km) をキロ数を入力すると金額が自動計算されます。

(注3) 経費項目の合計は自動計算されます。

収受 令和 3 年 6 月 9 日
 決裁 令和 3 年 6 月 14 日
 処理 令和 3 年 6 月 14 日

令和3年4月吉日

富山県議会議員
山崎宗良様

日本空手協会富山県本部
会長 伊東尚志



日本空手協会富山県本部 第45回少年/第62回一般
富山県空手道選手権大会ご臨席お願い

拝啓 陽春の候、貴殿にはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。
平素は当空手協会に格別のご高配とご支援を賜り厚くお礼を申し上げます。
さてこの度、日本空手協会富山県本部主催の「富山県空手道選手権大会」を上市町で開催させていただくこととなりました。
つきましては、ご多忙の折りとは存じますが、大会開会式にご臨席下さいますよう謹んでご案内申し上げます。
また、大会開会式においてご挨拶を頂戴したたく、重ねてお願い申し上げます。

記

- | | |
|---------|---|
| 1 行事の名称 | 日本空手協会 第45回少年/第62回一般富山県空手道選手権大会 |
| 2 行事主催者 | 日本空手協会 富山県本部 |
| 3 主 管 | 日本空手協会 立山支部、日本空手協会 大山支部 |
| 4 参加予定者 | 選手185名(予定) 大会競技役員・補助員 80名程 |
| 5 開催日時 | 令和3年5月3日(月・祝日)
開会式 午前9時20分
競技開始 午前9時50分 |
| 6 開催場所 | 上市町 丸山総合公園総合体育館 |

【連絡先】

滑川市堀江57-13

日本空手協会富山県本部事務局

TEL

整理番号	211		使途項目	01_調査研究費 01_調査研究費・02_研修費 03_広聴広報費・04_要請陳情等活動費		
活動期間	令和3年5月9日	から	活動の概要	(内容) 県民ふるさとの日記念式典・記念講演に参加 (備考) 自宅→富山県教育文化会館→自宅		
	令和3年5月9日	まで				
場所	富山県教育文化会館					
経費の内容			金額	経費の内容		
鉄道・バス				宿泊料		
タクシー				食事代		
航空機				会費		
自家用車	@37 ×	km =	0			
リース車	@18 ×	27 km =	486	/		
有料道						
駐車場				計		
				486		
<p>《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)</p>						

(注1) 備考欄または余白に、公共交通機関及び有料道路については利用区間、自家用車利用の場合は主な行程を記載すること。

(注2) 自家用車は利用距離数 (Km) をキロ数を入力すると金額が自動計算されます。

(注3) 経費項目の合計は自動計算されます。

收受 令和 3 年 6 月 9 日
 決裁 令和 3 年 6 月 14 日
 処理 令和 3 年 6 月 14 日

謹啓 春爛漫の候 貴台にはますますご清祥のこととお慶び申し上げます
平素から本県行政の推進にひとかたならぬご芳情を賜り厚くお礼申し
上げます

富山県では 県民がふるさとに誇りと愛着を育むことを目的として 平成
二十五年三月に置県の日である五月九日を「県民ふるさとの日」と定めた
ところですが このたび左記のとおり令和三年度県民ふるさとの日記念
式典を開催することといたしました
つきましては ご多忙の折 誠に恐縮でございますが ご臨席の栄を賜り
ますようご案内申し上げます

謹言

令和三年四月吉日

富山県知事 新 田 八 朗

記

一、日 時 令和三年五月九日(日) 午前十時三十分

午後〇時十分

二、場 所 富山県教育文化会館 ホール 富山市舟橋北町七一
三、次第等

記念式典

記念講演 「モーリーのふるさと、富山。」

〔今に繋がる貴重な経験〕

国際ジャーナリスト

モーリー・ロバートソン氏

*お手数ですが 同封のはがきにてご都合を四月二十六日(月)までにご回報いただき
ますようお願いいたします

なお ご来臨の節は 本状を受付にお示しください

(県民ふるさとの日記念式典事務局〔富山県観光振興室内〕電話〇七六一四四四一四六〇四)



ひきこもりの背景

本人も周囲の人も、なぜひきこもるのかわからない場合がありますが、ひきこもりの背景には次のようなことが指摘されています。

- 成長過程でのつまずき
 - ・発達の問題
 - ・発達障害があると、コミュニケーションがうまくいかないために周囲から理解してもらえず、そのストレスから逃れるために、ひきこもる場合があります。
 - ・いじめや孤立
 - ・思春期や青年期の心理的葛藤
- パーソナリティ (性格) の問題
- 挫折、燃え尽き体験
- 精神病的な問題

ひきこもり始めたら、家族はとらわれないでしよう

- ・ 冷静第一。まずありのままをうけとめましょう
- ・ 激しいことばや行動は厳禁です
- ・ 家庭で安心して過ごせる雰囲気づくりを心がけましょう
- ・ 本人の言うことをよく聴きましょう
- ・ 自分を責めてはいけません
- ・ 家族みんなで話し合い、協力しましょう
- ・ 自分のよき人生を生きましょう
- ・ 社会保険に加入し、年金の掛金をかけましょう
- ・ 支援を求めましょう

※どこで相談したらいいかわからないときは、まず、「とやま大地の会」に電話して下さい。

〈日頃の活動内容〉

1. 月例会 毎月第3土曜日午後1時半～4時
会場/富山県総合福祉会館 サラサツとやま(富山市安住町)
富山県県民共生センター サラサツとやま(富山市湊入船町)

内容/日頃、困っていることや変化のあったことなど、話し合いながら合います。時々、専門家を招き、ミニ講演を聞き学び合います。和やかな雰囲気です。毎回、15～20人が参加し、お茶とお菓子を飲みながら、会員によるミニ講演が始まることもあります。どうぞ、お気軽にご参加ください。

※日時、会場には変更があります。必ず事前に確認ください。

※参加資格/ひきこもりに似ぬ家族、当事者と支援の意志がある方

※初めてご参加なさる場合は、例え日午後1時に直接会場にお越しください。事前の電話にてご連絡ください。参加のルールなどご説明いたします。※参加団体への勤務行高は固くお断りします。※会の運営に支障をきたす行為は固くお断りします。

※参加費/会員 無料
非会員 前回500円(後者あり)

2. 会報「花無心」毎月発行

3. 地域連携ネットワークによる支援への積極的関与

富山県のひきこもり対策支援協議会の「つな」となり、「心の健康づくり民間団体紹介イベント」などの啓発活動に他団体とともに参加しています。また、平成25年3月に富山県から委託を受け、県の相談スタッフや専門家の助言、協力も得て「パンフレット」ひきこもりと向き合う～家族へのヒント～」を編集、作成し、印刷分も含め4000部が富山県から発行されています。また、富山県の各民生センターや富山市保健所の家族教室に参加させていただきます。会員の登載等をお話しさせていただきます。

※パンフレットは、富山県内各民生センター、富山市保健所等で受け取ることができます。

4. ヒアサポート活動の取り組み

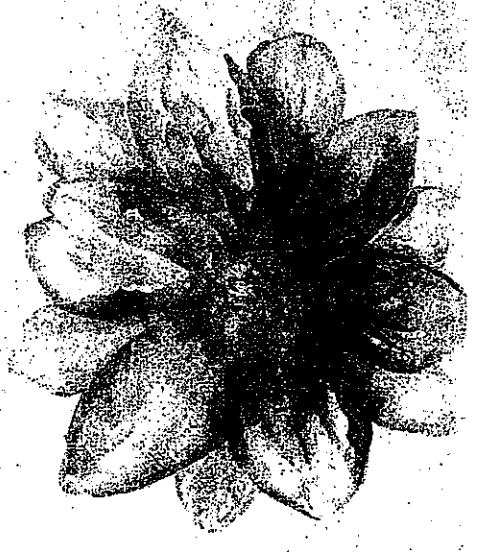
ひきこもりという共通の課題をもつ会員同士の支え合いに取り組んでいます。NPO法人全国ひきこもりKIRIの会(家族会連合会)の「ひきこもりヒアサポーター養成研修」を修了し認定された会員や、精神保健福祉士等の専門資格を有する会員による、家族支援、当事者支援も行っています。

※ヒアサポート活動は、専門家による支援ではなく、ピア(仲間による)サポート(支援)です。

5. 年会費

会員の年会費(2016年度5,000円)と各種助成金、個人からの寄付金により、活動費(主に会場費、印刷費、郵送料、講師謝礼)が支えられています。

※入会は、毎月の月例会の場でできます。



整理番号	213		使途項目	01_調査研究費	01_調査研究費・02_研修費 03_広聴広報費・04_要請陳情等活動費	
活動期間	令和3年5月27日	から	活動の概要	(内容) オイスカ富山県支部 2021年度活動報告会に参加		
	令和3年5月27日	まで				
場所	富山県民会館			(備考) 自宅→富山県民会館→自宅		
経費の内容			金額	経費の内容		
鉄道・バス				宿泊料		
タクシー				食事代		
航空機				会費		
自家用車	@37 ×	km =	0			
リース車	@18 ×	26 km =	468			
有料道						
駐車場				計		
				468		
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)						

- (注1) 備考欄または余白に、公共交通機関及び有料道路については利用区間、自家用車利用の場合は主な行程を記載すること。
- (注2) 自家用車は利用距離数 (Km) をキロ数を入力すると金額が自動計算されます。
- (注3) 経費項目の合計は自動計算されます。

收受 令和 3年 6月 9日
 決裁 令和 3年 6月 14日
 処理 令和 3年 6月 14日

オイスカ富山県支部 活動報告会の 会場変更と懇談会中止のご案内

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より当支部の活動にご理解ご支援を賜り、ありがとうございます。

さて、かねてご案内の、5月27日開催の当支部の「活動報告会」につきましては、おかげさまで多くのお申し込みをいただき、準備を進めておりますが、新型コロナウイルス対策として、第一部の報告会を広い会場に変更し、第二部の懇談会は中止とさせていただきますので、下記のとおりご案内申し上げます。

皆さまのご参加を心よりお待ちしております。

記

2021年5月27日（木）オイスカ富山県支部

【第一部】活動報告会

・ 変更前：17:00～18:25 富山県民会館 7階 701号室



・ 変更後：17:00～19:00 富山県民会館 8階バスケホール

(35分延長し、タイとつないでの報告あり。)

【第二部】懇談会

・ 変更前：18:30～19:45 富山県民会館 8階バスケホール



・ 変更後：中止 (第一部に参加された方全員にお弁当を準備しておりますので、お持ち帰りください。会費は不要です。)

(お問い合わせ先)

オイスカ富山県支部 担当：■■■■・■■■■ Tel. 076-468-7120

Fax. 076-468-7128

整理番号	214		使途項目	01_調査研究費	01_調査研究費・02_研修費 03_広聴広報費・04_要請陳情等活動費
活動期間	令和3年5月28日	から	活動の概要	(内容) 呉西地区ブロック政調会に参加 (備考) 自宅→立山IC→砺波IC→ TONAMI翔凜館→高岡商工 会議所←自宅	
	令和3年5月28日	まで			
場所	TONAMI翔凜館 高岡商工会議所				

経費の内容	金額	経費の内容	金額
鉄道・バス		宿泊料	
タクシー		食事代	
航空機		会費	
自家用車 @37 × km =	0		
リース車 @18 × 92 km =	1656		
有料道	1230		
駐車場		計	2886

《領収

ご利用ありがとうございます。
利用証明書



料金所(自) 立山
料金所(至) 砺波

21年 5月28日
9時36分

通行料金 ¥1,230-
(ETC利用)

車種 1

取扱番号
A16105-280124-791227

※通行料金は消費税10%対象です。
※本利用証明書はETC利用照会サ
ービスで印字されたものです。

重ならないように貼付すること。
(場合は、別紙に整理すること。)

(注1) 備考欄または余白に、公共交通機関及び有料道路については利用区間、自家用車利用の場合は
主な行程を記載すること。

(注2) 自家用車は利用距離数 (Km) をキロ数を入力すると金額が自動計算されます。

(注3) 経費項目の合計は自動計算されます。

収受 令和 3 年 6 月 9 日
決裁 令和 3 年 6 月 14 日
処理 令和 3 年 6 月 14 日

令和3年4月28日

県連執行部役員 殿
ブロック所属県議会議員 殿

自由民主党富山県支部連合会
政務調査会長 奥野 詠子

自由民主党富山県議会議員会
政務調査会長 奥野 詠子

自民党県連 地域ブロック別政調会長会議
(令和3年度 重点要望事項に対する回答について)

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃より党活動にご精励賜わり厚く感謝申し上げます。

さて、標記の件に関し、下記日程のとおり開催いたしますので、万障お繰合せのうえ、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

また、お手数ですが、下記の出席者名簿を5月13日(木)までに、県連事務局までFAX下さいますようお願いいたします。

(報告用紙)

自由民主党富山県支部連合会 FAX. 076-433-7010

氏名:		
日時	ブロック	出欠
5月27日(木)	10:00 新川ブロック 「ホテルグランミラージュ」	ご出席 ・ ご欠席
	13:00 滑川・中新川ブロック 「富山県自由民主会館」	ご出席 ・ ご欠席
	15:00 富山ブロック 「富山県自由民主会館」	ご出席 ・ ご欠席
5月28日(金)	10:00 砺波ブロック 「TONAMI 翔凜館」	ご出席 ・ ご欠席
	13:00 高岡ブロック 「高岡商工ビル」	ご出席 ・ ご欠席
	15:00 射水ブロック 「TLCビル」	ご出席 ・ ご欠席

整理番号	215		事業概要	
使途項目	07_資料購入費	01_調査研究費 ・ 02_研修費 ・ 03_広聴広報費 ・ 04_要請陳情等活動費 ・ 05_会議費 06_資料作成費 ・ 07_資料購入費 ・ 08_事務所費 ・ 09_事務費 ・ 10_人件費		
内容				
上記事業に要した経費	経費の内容	金額(円)	備考	
	富山新聞 5月分	① 3380	口座振替 ✓	
	日本農業新聞 5月分	② 2623	口座振替 ✓	
	公明新聞 5月分	③ 1887	✓	
	日本経済新聞 電子版 4月分	④ 4277	クレジット	
	(合計)	12167	✓	
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)				
①	03-06-02	口座振替	*3,380	HLCトマソンフツ
②	03-05-21	農業新聞	*2,623	日本農業新聞
③	次ページ (1,887円)			
④	2021/04/01	日経ID決済	本人*	1回払い 4,277 0 4,277

6/21
5/21
5/31
5/21

收受 令和 3 年 6 月 9 日
 決裁 令和 3 年 6 月 14 日
 処理 令和 3 年 6 月 14 日

新聞購読料 領収証

山崎 宗良 様

ご購入ありがとうございます。
下記金額を正に領収いたしました。

2021年5月分 領収日 月 日

領収金額 ¥1,887

品名	定価(税込)	部数	金額

その他購読料等 領収証

品名	定価(税込)	部数	金額
公明新聞※	1,887	1	1,887

※は軽減税率対象品目です。 (10%対象 0)
(8%対象 1,887)

販売店 金岡 寛之
住所 富山市経堂149
TEL 076-461-6568 FAX 076-461-6569

お申込No. 16017-19925(614)-1



政務活動費対象事業実績報告書

報告者

山崎 宗良

整理番号	216	事業概要	タブレット・携帯電話料	自動車リース料		
使途項目	09_事務費	01_調査研究費 ・ 02_研修費 ・ 03_広聴広報費 ・ 04_要請陳情等活動費 ・ 05_会議費 06_資料作成費 ・ 07_資料購入費 ・ 08_事務所費 ・ 09_事務費 ・ 10_人件費				
内容						
上記事業に要し/経費	経費の内容	金額(円)	備考			
	タブレット・携帯電話料 3月分	6,281	12,563 × 0.5 = 6,281 円			
	自動車リース料 5月分	32,670	65,340 × 0.5 = 32,670 円			
		0				
		0				
		0				
	《合計》	38,951				
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徹し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)						
2021/04/05	ソフトバンク(03ｶﾞ)	本人*	1回払い	15,863	0	15,863
2021/05/27	カ) オリエントコーポレーション			-65,340		

収受 令和 3 年 6 月 9 日
 決裁 令和 3 年 6 月 14 日
 処理 令和 3 年 6 月 14 日

Summary of your charges ご利用料金内訳明細書

ご請求先番号: 9912609093
Billing number

発行日 2021年 4月 1日

請求月 2021年 3月分
Month of Issue



電話番号 (お客さま番号等)	料 金 内 訳	内訳金額 (円)	税区分
	* * ご契約期間 1年 6ヶ月 * *		
	基本料 2ヶ月21日～3月20日	3,200	10%
	割引 タブレットずーと割	-520	10%
	割引 スマ放題専用2年契約	-1,500	10%
	通信料 iPad通信料@0円 1544Pkt	0	10%
	通信料 4G LTE iPad通信@0円 2,259,849.0Pkt (通信量合計 22600034Pkt [2.70GB])	0	10%
	月額料 スマ放題プラス	500	10%
	月額料 ウェブ使用料	300	10%
	月額料 スマ放題Wi-Fiスポット (1)	467	10%
	無料 ソフトバンクWi-Fiスポット (i) 無料特典 (467円 × 100%)	-467	10%
	月額料 あんしん保証パック with Apple Game Services	550	10%
	割引 月月割 (割引額は1,680円 (税込) です)	-1,528	10%
	端末代 分割支払金/賦払金	1,820	対象外
	その他 ユニバーサルサービス料	3	10%
	小計	2,925	
	* * ご契約期間 9年 11ヶ月 * *		
	基本料 通話定額基本料 (4ヶ月分) [2月21日～3月20日]	3,700	10%
	割引 スマ放題専用2年契約	-1,500	10%
	通話料 通話定額基本料 (4ヶ月分) 対象外通話	0	10%
	定額料 データ定額パックS (4G ケータイ)	4,200	10%
	通信料 SMS (MMS) @0.005円 715Pkt	3	10%
	通信料 データ通信 (3G) @0.005円 1063Pkt	5	10%
	通信料 データ通信 (4G) @0.005円 9,637.9Pkt (通信量合計 965497Pkt [0.12GB])	4,818	10%
	割引 スマ放題専用2年契約 対象外通信分	-4,826	10%
	通話料 通信サービス「0570等」	30	10%
	月額料 ウェブ使用料 [2月21日～2月24日]	42	10%
	月額料 ソフトバンクWi-Fiスポット [2月21日～2月24日]	66	10%
	月額料 スマ放題Wi-Fiスポット [2月25日～3月20日]	400	10%
	無料 ソフトバンクWi-Fiスポット無料特典	-66	10%
	無料 スマ放題Wi-Fiスポット無料特典 (4,000円 × 100%)	4,000	10%
	割引 月月割 (割引額は830円 (税込) です)	-755	10%
	割引 長期継続特典 (4,000円 × 3%)	125	10%
	端末代 分割支払金/賦払金	3,285	対象外
	手数料 引き落とし手数料	3,000	10%
	その他 ユニバーサルサービス料	3	10%
	小計	11,960	
	合計	14,885	
	内課税対象額 10%	9,780	6,780
	内課税対象額 計	9,780	6,780
	消費税等 10%	978	678
	消費税等 計	978	678
	請求金額	15,863	12,563
	(税込金額 計 10%)	19,758	7,458
	(課税対象外 計)	5,105	

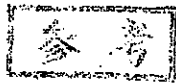
※ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (加入電話、公衆電話、緊急通報) の提供を確保するためにご (1/ 1頁) 負担いただく料金です。
 ※更新月等の各種ご契約内容についてはMy SoftBankの契約内容照会よりご確認ください。
 ※他社債権にかかる消費税率は購入元からの明細等をご確認ください。
 ※経路変更料等の取引は旧税率を適用しています

政務活動費対象事業実績報告書

報告者 山崎 宗良

整理番号	217	事業概要	FAX基本料 4月～5月分	
使途項目	09_事務費	01_調査研究費 ・ 02_研修費 ・ 03_広聴広報費 ・ 04_要請陳情等活動費 ・ 05_会議費 06_資料作成費 ・ 07_資料購入費 ・ 08_事務所費 ・ 09_事務費 ・ 10_人件費		
内容				
上記事業に要した経費	経費の内容	金額(円)	備考	
	FAX基本料 2ヶ月分	1,375	/	$8,250 \times 2/12 = 1,375$ 円
	R3. 4月～5月			R2. 6月～R3. 5月 $16,500 \times 0.5 = 8,250$ 円
	《合計》	1,375		
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を微し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)				

收受 令和 3 年 6 月 9 日
 決裁 令和 3 年 6 月 14 日
 処理 令和 3 年 6 月 14 日



整理番号	972	事業概要*						
使途項目	09_事務費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費	03_広聴広報費 08_事務所費	04_要請陳情等活動費 09_事務費	05_会議費 10_人件費		
内容	FAX利用料 事務費按分として							
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額(円)*	備考					
	FAX利用料(年間)基本	6,875	076-403-2844	クレジット払い	2,250円 × 10/12 (6月~3月)			
	FAX利用料 4月分	550						
	FAX利用料 5月分	550						
	FAX利用料 6月分	550						
	(合計)*	8,525						
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)								
2020/07/14	J2 EFAX PLUS SERVICE利用国IE	本人*	1回払い	16,500	0	16,500	16,500	
	現地利用額 16500.000変							
2020/04/27	J2 EFAX PLUS SERVICE利用国IE	本人*	1回払い	1,100	0	1,100	1,100	
	現地利用額 1100.000変							
2020/05/04	J2 EFAX PLUS SERVICE利用国IE	本人*	1回払い	1,100	0	1,100	1,100	
	現地利用額 1100.000変							
2020/06/09	J2 EFAX PLUS SERVICE利用国IE	本人*	1回払い	1,100	0	1,100	1,100	
	現地利用額 1100.000変							

收受 令和 2 年 9 月 4 日
 決裁 令和 2 年 9 月 10 日
 処理 令和 2 年 9 月 10 日

整理番号	218		
事業概要			
使途項目	09_事務費		
	01_調査研究費 ・ 02_研修費 ・ 03_広聴広報費 ・ 04_要請陳情等活動費 ・ 05_会議費 06_資料作成費 ・ 07_資料購入費 ・ 08_事務所費 ・ 09_事務費 ・ 10_人件費		
内容	事務費按分分として		
止記事業に該当した経費	経費の内容	金額(円)	備考
	ハンギングフォルダーA4	314	628円 x 0.5
	《合計》	314	

5/21

《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

文具スーパー 事務キチ

文具スーパー事務キチ 富山店
TEL:076-420-6001
富山市大町76番地

いらっしゃいませ
文具スーパー事務キチへようこそ
またのお越しをお待ちしております

2021年05月21日(金)13:58<0002-01>

4901480132563
ハンギングフォルダー-A4
0 157* 4 628

小計 4 628
内税対象金額 628
10.0%対象金額 628
(内消費税額 10.0%) (57)

合計 628

現金 630

お預り 630
お釣り 2

収受 令和 3 年 6 月 9 日
決裁 令和 3 年 6 月 14 日
処理 令和 3 年 6 月 14 日

整理番号	340		使途項目	01_調査研究費 01_調査研究費・02_研修費 03_広聴広報費・04_要請陳情等活動費		
活動期間	令和3年6月1日	から	活動の概要	(内容) 劔岳山開き安全祈願祭及び鎮魂祭に出席 (備考) 自宅→馬場島→自宅		
	令和3年6月1日	まで				
場所	馬場島地内(劔岳鎮魂の社前)					
経費の内容*			金額*	経費の内容*		
鉄道・バス				宿泊料		
タクシー				食事代		
航空機				会費		
自家用車	@37 ×	km =	0			
リース車	@18 ×	48 km =	864			
有料道						
駐車場				計		
				864		
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)						

(注1) 備考欄または余白に、公共交通機関及び有料道路については利用区間、自家用車利用の場合は主な行程を記載すること。

(注2) 自家用車は利用距離数 (Km) をキロ数を入力すると金額が自動計算されます。

(注3) 経費項目の合計は自動計算されます。

收受 令和 3 年 7 月 7 日
 決裁 令和 3 年 7 月 13 日
 処理 令和 3 年 7 月 13 日

令和3年5月吉日

富山県議会議員
山崎 宗良 様

上市町観光協会
会長 [REDACTED]

劔岳山開き安全祈願祭及び鎮魂祭について

新緑の候、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

昨年来、新型コロナウイルス感染症の拡大が止まず、いまだ猛威を振るっています。

こうした中、例年6月1日に開催しております、劔岳山開き安全祈願祭及び鎮魂祭は、今年も神事みの形式とし、規模も縮小して開催することといたしました。

つきましては、ご臨席を賜りたく、ご案内申し上げます。

一日も早く感染症が収束し、それまでの日常が戻ってくることを願わずにはいられません。そして、来年こそは、例年通りの開催ができますよう、関係者一同心より祈っている次第です。

※山開き当日6月1日は、神事の模様をYouTube 上市町観光協会チャンネルで、
午前10時20分よりライブ配信予定です。

記

日 時：令和3年6月1日（火）10時20分より

場 所：馬場島 鎮魂社前

※今年はバスの用意がございません

※神事終了次第、解散となります

ご出欠のご連絡は5月17日（月）までお願いいたします

上市町観光協会（劔岳山開き事務局）	
富山県中新川郡上市町若杉3番地3 上市駅構内	
TEL	076-472-1515
FAX	076-472-1514
MAIL	[REDACTED]

整理番号	241	事業概要	
使途項目	07_資料購入費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費 03_広聴広報費 08_事務所費 04_要請陳情等活動費 09_事務費 05_会議費 10_人件費
内容			

上記事業に要した経費	経費の内容	金額(円)	備考
	富山新聞 6月分	① 3380	口座振替
	日本農業新聞 6月分	② 2623	口座振替
	公明新聞 6月分	③ 1887	
	日本経済新聞 電子版 5月分	④ 4277	クレジット
	《合計》	12167	

7/2
6/21
6/30
6/27

《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

- ① 03-07-02 | 口座振替 | *3,380 | HLCトナシンフン
- ② 03-06-21 | 農業新聞 | *2,623 | 日本農業新聞

④ 2021/05/01 | 日経ID決済 | 本人* | 1回払い | 4,277

收受 令和 3 年 7 月 7 日
 決裁 令和 3 年 7 月 13 日
 処理 令和 3 年 7 月 13 日

⑤

新聞購読料 領収証

山崎 宗良 様

ご購入ありがとうございます。
下記金額を正に領収いたしました。

2021年6月分

領収日 月 日

領収金額 ￥1,887 ☆

品名	定価(税込)	部数	金額

その他購読料等 領収証

品名	定価(税込)	部数	金額
公明新聞※	1,887	1	1,887

※は軽減税率対象品目です。

(10%対象 0)
(8%対象 1,887)

販売店 金岡 寛之
住所 富山市経堂149
TEL 076-461-6568 FAX 076-461-6569

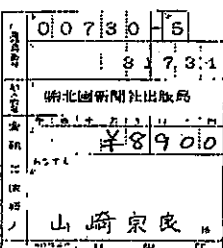
お申込No. 16017-19925(614)



整理番号	342	事業概要*	
使途項目*	07_資料購入費	01_調査研究費 06_資料作成費	・02_研修費 ・03_広聴広報費 ・04_要請陳情等活動費 ・05_会議費 ・07_資料購入費 ・08_事務所費 ・09_事務費 ・10_人件費
	月刊北國アクタス		
上記事業で用いた経費	経費の内容*	金額(円)*	備考
	年間購読料	7,417	2021年6月号~2022年5月号 のうち 6月号~3月号と01月号 $8,900 \times \frac{10}{12} = 7,417円$ 残り1,483円は 令和4年度で
	《合計》	7,417	

《領収書》 (領収書は、領収書に記載の金額を記載し、領収書に貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

ご利用明細票

お取扱日	店番	取扱番号
03-06-09	32016	A93170012
取扱店	カミイチ	
払込口座	00730-5	31734
払込金額	*8,900	料金 *152
		
振替受付票 払込みの証拠となるものですから大切に保存して下さい。 料金には、消費税等が含まれています。 (ゆうちょ銀行)		
入金額	*10,002	
おつり	*950	
スマホ決済アプリ ゆうちょPay 口座の残高確認も 可能です!		

印紙税申告納付につき廻り
税務署承認済

收受 令和 3 年 7 月 7 日
 決裁 令和 3 年 7 月 13 日
 処理 令和 3 年 7 月 13 日

930-0357
中新川郡上市町正印4 1

山崎 宗良 殿
(ご購読No. [REDACTED])

アクタス
請求書

2021年6月4日

株式会社北國新聞社出版局
〒920-8588 金沢市南町2番1号
TEL 076(260)3587 FAX 076(260)3423

下記の通りご請求申し上げます。

ご請求額 ¥8,900-

書籍名	摘要	単価	部数	金額
月刊北國アクタス購読料	2021年6月号～2022年5月号	@8,900	1	8,900
合 計 (すべて消費税込)				¥8,900

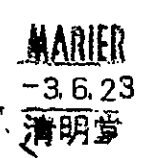
+152

月刊北國アクタスをご購読いただき誠にありがとうございます。
請求日より1か月以内に下記の指定口座へお振り込みをお願い致します。
可能でしたら、銀行でのお振込みの際、お名前の前にご購読No. [REDACTED] を入れていただくと助かります。同封の郵便振替用紙は記入済ですので、そのままご利用ください。
この請求書と入れ違いにご入金ずみの節はご容赦いただきますようお願い申し上げます。

《取扱金融機関》

受取人名 (株)北國新聞社出版局

- ・北國銀行香林坊支店 (普) 329824
- ・北陸銀行金沢支店 (普) 4374870
- ・金沢信用金庫本店 (普) 351840
- ・郵便振替 00730-5-31734

整理番号*	343			事業概要*	
使途項目*	07_資料購入費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費	03_広聴広報費 08_事務所費	04_要請陳情等活動費 09_事務費 05_会議費 10_人件費
内容	AI×データ時代における日本の再生と人材育成				
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額(円)*	備考		
	シン・ニホン	2640			
	計	2,640			
《領収書貼付枠》	<div style="text-align: center;">  <p>MARIER -3,623 清明堂</p> <p>MARIER 本の清明堂 マリエ店</p> <p>富山市桜町1-1-61マリエとやま5階 TEL: 076-445-4566</p> <p>2021/06/23 11:13 R:1 担:1</p> <p>法経書 内税 2,640 97849100630411920034024003 1</p> <hr/> <p>小計 2,640</p> <hr/> <p>合計 2,640 (10%対象 2,640) (8%対象 0)</p> <hr/> <p>(内消費税 240) 現金 2,650 お釣り 10</p> </div> <p style="text-align: right;">貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)</p>				

4/23

※印は軽減税率対象
レシートNo: 010063640

收受 令和 3 年 7 月 7 日
 決裁 令和 3 年 7 月 13 日
 処理 令和 3 年 7 月 13 日



ISBN978-4-910063-0-0
C0034 ¥2400E
定価(本体2400円+税)

NEWS PICKS
PUBLISHING

シン・ニホシ

AI×テクノロジー時代における
日本の再生と人材育成

安宅和人



シン・ニホシ

AI×テクノロジー時代における
日本の再生と人材育成

安宅和人

- ・現在の世の中の変化をどう見たらいいのか？
- ・日本の現状をどう考えるべきか？
- ・企業はどうしたらいいのか？
- ・すでに大人の方はこれからどうサバイバルしていけばいいのか？
- ・この変化の時代、子どもにはどんな経験を与え、育ててほしいのか？
- ・若者は、このAIネイティブ時代をどう捉え、生きのびてほしいのか？
- ・国としてのAI戦略、知財戦略はどうあるべきか？
- ・AI時代の人材育成は何が課題で、どう考えたらいいのか？

NEWS PICKS
DISTRIBUTING

政務活動費対象事業実績報告書

報告者 山崎 宗良

整理番号	044	事業概要*	タブレット・携帯電話料	自動車リース料	
使途項目	09_事務費	01_調査研究費 ・ 02_研修費 ・ 03_広聴広報費 ・ 04_要請陳情等活動費 ・ 05_会議費 06_資料作成費 ・ 07_資料購入費 ・ 08_事務所費 ・ 09_事務費 ・ 10_人件費			
内容					
上記 事業に 要した 経費	経費の内容*	金額(円)*	備考		
	タブレット・携帯電話料 4月分	① 5,981	11,962 × 0.5 = 5,981 円 /		
	自動車リース料 6月分	② 32,670	65,340 × 0.5 = 32,670 円 /		
		0			
		0			
		0			
《合計》*		38,651			
<p>【領収書貼付枠】 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)</p>					
①	2021/05/05	タブレット・携帯電話料(04月分) /	本人*	1回払い	11,962
②	2021/06/28	カ) オリエンコーポレーション			-65,340 /

収受 令和 3 年 7 月 7 日
 決裁 令和 3 年 7 月 13 日
 処理 令和 3 年 7 月 13 日

Summary of your charges
ご利用料金内訳明細書

ご請求先番号: 9912609093
Billing number

発行日 2021年 5月 1日

請求月 2021年 4月分
Month of Issue



電話番号 (お客さま番号等)	料 金 内 訳	内訳金額 (円)	税区分
	* * ご契約期間 1年 7ヶ月 * *		
	基本料 基本プラン (音声) [3月21日 ~ 4月20日]	3,200	10%
	割引 タブレットずーっと割	-520	10%
	割引 家族放題専用2年契約	-500	10%
	通信料 4GLTE iPad通信@0円 4569521Pkt (通信量合計 4569521Pkt [0.55GB])	0	10%
	月額料 データシェアプラス	500	10%
	月額料 ソフトバンクWi-Fiスポットプラス	300	10%
	月額料 ソフトバンクWi-Fiスポット (i)	467	10%
	無料 ソフトバンクWi-Fiスポット無料特典 (467円 × 100%)	-467	10%
	月額料 あんしん保証パック with AppleCare Services	650	10%
	割引 月額割 (割引額は1,680円 (税込) です)	-1,528	10%
	端末代 分割支払金/賦払金	1,820	対象外
	その他 ユニバーサルサービス料	3	10%
	小計	2,925	
	* * ご契約期間 10年 0ヶ月 * *		
	基本料 基本プラン (音声) [3月21日 ~ 4月20日]	980	10%
	通信料 基本プラン (音声)	7,460	10%
	割引 家族割引 (360円 × 100%)	-360	10%
	月額料 定額オプション+	1,800	10%
	無料 定額オプション+ 無料通話分	-6,640	10%
	無料 定額オプション+ 無料通話分 (SMS)	-12	10%
	定額料 データプランメリハリ	6,500	10%
	割引 2GB以下割引	-1,500	10%
	割引 新みんな家族割	-2,000	10%
	通信料 SMS (MMS) @0円 7,96Pkt	0	10%
	通信料 データ通信@0円 1870Pkt	0	10%
	通信料 データ通信@0円 9455077Pkt (通信量合計 9457743Pkt [1.13GB])	0	10%
	通信料 メール (SMS) (YM/他社宛)	6	10%
	月額料 ソフトバンクWi-Fiスポット	467	10%
	無料 ソフトバンクWi-Fiスポット無料特典 (467円 × 100%)	-467	10%
	割引 長期継続特典 (3,980円 × 3%)	-120	10%
	割引 半年おトク割	-1,000	10%
	端末代 分割支払金/賦払金	3,285	対象外
	その他 ユニバーサルサービス料	3	10%
	小計	3,414	
	合計	11,339	
	内課税対象額 10%	10,204	
	内課税対象額 計	6,234	
	消費税等 10%	623	
	消費税等 計	623	
	請求金額	11,962	
	(税込金額 計 10%)	6,857	
	(課税対象外 計)	5,105	

※ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (加入電話、公衆電話、緊急通報) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。
 ※更新月等の各種ご契約内容についてはMy SoftBankの契約内容照会よりご確認ください。
 ※他社債権にかかる消費税率は購入元からの明細等をご確認ください。

整理番号	345	事業概要	
使途項目	09_事務費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費
		03_広聴広報費 08_事務所費	04_要請陳情等活動費 09_事務費
		05_会議費 10_人件費	
内容	山崎むねよし後援会事務所との共同使用事務費 按分分		
上記事業に要した経費	経費の内容	金額(円)	備考
	通信費(電話 3月・4月利用分)	2709	5,418円 × 0.5 = 2,709円
	(合計)	2709	/
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)			

6/28

收受 令和 3 年 7 月 5 日
 決裁 令和 3 年 7 月 13 日
 処理 令和 3 年 7 月 13 日

口座振替のご案内 (西日本ご利用分)

NTTファイナンス株式会社 電話料金等料金領収証 (西日本ご利用分)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	振替日 (TRANSFER DAY)
076-473-1175	2021年 4月ご請求分	2021年 5月 6日(木)
振替金額 (TRANSFER AMOUNT OF MONEY)	5,418 円	

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) 076-473-1175
 ご請求先氏名 (CUSTOMER NAME) 山崎むねよし後援会 様

下記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
 The following amount was transferred from your account. (2021年 6月 21日発行)

2021年 4月ご請求分	(2021年 5月 6日振替)
領収金額 (AMOUNT RECEIVED)	5,418 円
金融機関名 BANK/POST OFFICE	*****
口座番号 ACCOUNT	*****

※振替日に振替が出来なかった場合は延滞利息を加算させていただきます場合があります。
 ※口座振替をご利用のお客様で、振替日に振替ができなかった場合は、原則、振替日から起算して15日後に再度振替させていただきます。

印紙税申告納付につき芝 税務署承認済
 NTTファイナンス株式会社 〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

お
か
が
は
便

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区 TAX
◆076-473-1175		3月分	
◇NTT西日本ご利用分	2,709	回線使用料(基本料)(事務用) 2月 6日~ 3月 5日 屋内配線使用料 2月 6日~ 3月 5日 ユニバーサルサービス料 1番号分のご請求となります。 消費税等相当額(合計) 合算表示の料金合計×1.0%	合算 合算
◇NTT西日本分(小計)	2,709	(小計)	
◇NTT西日本ご利用分	2,709	4月分	
◇NTT西日本分(小計)	2,709	回線使用料(基本料)(事務用) 3月 6日~ 4月 5日 屋内配線使用料 3月 6日~ 4月 5日 ユニバーサルサービス料 1番号分のご請求となります。 消費税等相当額(合計) 合算表示の料金合計×1.0%	合算 合算
◇合計	5,418	合計	

領 収 証 富山県議会議員 山崎 宗 良 様 No.

¥ 2,709 -

内 訳	
現 金	
小切手	/
手 形	/
消費税額等(%)	

但 共同事務費 均分(電話3月、4月)
 R3年 6月 28日 上記正に領収いたしました

収入印紙

富山県中新川郡上市町正印70番地1
 山崎むねよし後援会
 会長

整理番号	474		使途項目	01_調査研究費 01_調査研究費・02_研修費 03_広聴広報費・04_要請陳情等活動費		
活動期間	令和3年7月31日	から	活動の概要	視察 (内容) 第10回障害フォーラムに参加 (備考) 自宅→サンシップとやま→ 自宅		
	令和3年7月31日	まで				
場所	サンシップとやま					
経費の内容*			金額*	経費の内容*		
鉄道・バス				宿泊料		
タクシー				食事代		
航空機				会費		
自家用車	@37 ×	km =	0			
リース車	@18 ×	26 km =	468			
有料道						
駐車場				計		
				468		
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。 枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)						

- (注1) 備考欄または余白に、公共交通機関及び有料道路については利用区間、自家用車利用の場合は
主な行程を記載すること。
- (注2) 自家用車は利用距離数 (Km) をキロ数を入力すると金額が自動計算されます。
- (注3) 経費項目の合計は自動計算されます。

收受 令和 3 年 8 月 5 日
 決裁 令和 3 年 8 月 10 日
 処理 令和 3 年 8 月 10 日

整理番号	475	事業概要*	
使途項目	07_資料購入費	01_調査研究費 06_資料作成費	・02_研修費 ・07_資料購入費 ・03_広聴広報費 ・08_事務所費 ・04_要請陳情等活動費 ・09_事務費 ・05_会議費 ・10_人件費
内容			

上記事業に要した経費	経費の内容*	金額(円)*	備考
	日本農業新聞 7月分	2623	口座振替
	富山新聞 7月分	3380	口座振替
	日本経済新聞 電子版 6月分	4277	クレジット
	公明新聞 7月分	1887	
	《合計》	12167	

《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

03-07-21 農業新聞 *2,623 日本農業新聞

03-08-02 口座振替 *3,380 HLCトヤマソフツ

2021/06/01	日経ID決済	本人*	1回払い	4,277
------------	--------	-----	------	-------

7/27

收受 令和 3 年 8 月 5 日
 決裁 令和 3 年 8 月 10 日
 処理 令和 3 年 8 月 10 日

新聞購読料 領収証

山崎 宗良 様

ご購入ありがとうございます。
下記金額を正に領収いたしました。

2021年7月分 領収日 月 日

領収金額 ¥1,887

品名	定価(税込)	部数	金額

その他購読料等 領収証

品名	定価(税込)	部数	金額
公明新聞※	1,887	1	1,887

※は軽減税率対象品目です。

(10%対象 0)
(8%対象 1,887)

販売店 金岡 寛之
住所 富山市経堂149
TEL 076-461-6568 FAX 076-461-6569

お申込No. 16017-19925(614)-11



政務活動費対象事業実績報告書

報告者 山崎 宗良

整理番号	476	事業概要*	タブレット・携帯電話料	自動車リース料
使途項目	09_事務費	01_調査研究費 ・ 02_研修費 ・ 03_広聴広報費 ・ 04_要請陳情等活動費 ・ 05_会議費 06_資料作成費 ・ 07_資料購入費 ・ 08_事務所費 ・ 09_事務費 ・ 10_人件費		
内容				
上記 事業に 要した 経費	経費の内容*	金額(円)*	備考	
	タブレット・携帯電話料 5月分	5,365	/	10,730 × 0.5 = 5,365 円
	自動車リース料 7月分	32,670	/	65,340 × 0.5 = 32,670 円
		0		
		0		
		0		
《合計》*		38,035	/	
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)				
2021/06/05	ワトバンクM(05ガツ)	本人*	1回払い	10,730
2021/07/27	カ) オリエントコーポレーション			-65,340

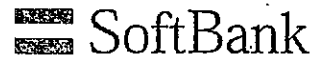
收受 令和 3 年 8 月 5 日
 決裁 令和 3 年 8 月 10 日
 処理 令和 3 年 8 月 10 日

Summary of your charges
ご利用料金内訳明細書

ご請求先番号: 9912609093
Billing number

発行日 2021年 6月 1日

請求月 2021年 5月分
Month of Issue



電話番号 (お客さま番号等)	料 金 内 訳	内訳金額 (円)	税区分
	* * ご契約期間 / 1年 8ヶ月 * *		
	基本料 タブレット基本料 [4月21日~5月20日]	3,200	10%
	割引 タブレットずーっと割	-520	10%
	割引 スマホ放題専用2年契約	-1,500	10%
	通信料 iPad通信料@0円 4902Pkt	0	10%
	通信料 4G/LTE/iPad通信@0円 5318513Pkt (通信量合計 5323415Pkt [0.64GB])	0	10%
	月額料 テーグシニアプラス	500	10%
	月額料 ウェブ使用料	300	10%
	月額料 ソフトバンクWi-Fiスポット (i)	467	10%
	無料 ソフトバンクWi-Fiスポット (i) 無料特典 (467円 × 100%)	-467	10%
	月額料 あんしん保証パック with AppleCare Services	650	10%
	割引 月月割 (割引額は1,680円 (税込) です)	-1,528	10%
	端末代 分割支払金/賦払金	1,820	対象外
	その他 ユニバーサルサービス料	3	10%
	小計	2,925	
	* * ご契約期間 10年 1ヶ月 * *		
	基本料 基本プラン (音声) [4月21日~5月20日]	980	10%
	通話料 基本プラン (音声)	8,940	10%
	割引 家族割引 (1,080円 × 100%)	-1,080	10%
	月額料 定額オプション+	1,800	10%
	無料 定額オプション+ 無料通話分	-7,600	10%
	無料 定額オプション+ 無料通話分 (SMS)	-6	10%
	定額料 データプランファミリー	6,500	10%
	割引 おうち割 光セット	-1,000	10%
	割引 2GB以下割引	-1,500	10%
	割引 新みんな家族割	-2,000	10%
	通信料 Sメール (MMS) @0円 793Pkt	0	10%
	通信料 データ通信@0円 3495Pkt	0	10%
	通信料 データ通信 (4G/LTE) @0円 8601997Pkt (通信量合計 860285Pkt [1.03GB])	0	10%
	通信料 メール (SMS) (YM/他社宛)	6	10%
	通話料 通話サービス [0.57.0等]	80	10%
	月額料 ソフトバンクWi-Fiスポット	467	10%
	無料 ソフトバンクWi-Fiスポット 無料特典 (467円 × 100%)	-467	10%
	割引 長期継続特典 (2,980円 × 4%)	-120	10%
	割引 半年おトク割	-1,000	10%
	端末代 分割支払金/賦払金	3,285	対象外
	その他 ユニバーサルサービス料	3	10%
	小計	7,294	
	合計	10,219	
	内課税対象額 10%	5,114	
	内課税対象額 計	5,114	
	消費税等 10%	511	
	消費税等 計	511	
	ご請求金額	10,730	
	(税込金額 計 10%)	5,625	
	(課税対象外 計)	5,105	

※ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (加入電話、公衆電話、緊急通報) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。
 ※更新月等の各種ご契約内容についてはMy SoftBankの契約内容照会よりご確認ください。
 ※他社債権にかかる消費税率は購入元からの明細等をご確認ください。

整理番号	576	事業概要	富山県・県市町村総合職員録		
経途種別	07_資料購入費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費	03_広聴広報費 08_事務所費	04_要請陳情等活動費 09_事務費 05_会議費 10_人件費
		金額(円)	備考		
富山県・県市町村総合職員録		5,800			
《合計》		5,800			

《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徹し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

領 収 書

富山県議会議員 山崎 宗良 様

¥5,800

富山県市町村総合職員録(1冊)

上記の金額を領収致しました

2021年 8 月 20 日

(株)富山県市町村新聞社

代表取締役

〒930-0094 富山市安任町7番14号

電話076-494-1010番 FAX 076-494-1012番

收受 令和 年 月 日
 決裁 令和 年 月 日
 処理 令和3年8月20日

整理番号	703		使途項目	01_調査研究費	01_調査研究費・02_研修費 03_広聴広報費・04_要請陳情等活動費
活動期間	令和3年8月1日	から	活動の概要	視察 (内容) 令和3年度富山県総合防災訓練視察と開 会式、閉会式出席 (備考) 自宅→白萩西部小学校→ 舟橋小学校→滑川市総合 体育センター→自宅	
	令和3年8月1日	まで			
場所	白萩西部小学校 舟橋小学校 滑川市総合体育センター				
経費の内容			金額	経費の内容	
鉄道・バス				宿泊料	
タクシー				食事代	
航空機				会費	
自家用車	@37 ×	km =	0		
リース車	@18 ×	33 km =	594	✓	
有料道					
駐車場				計	
				594 ✓	
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。 枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)					

(注1) 備考欄または余白に、公共交通機関及び有料道路については利用区間、自家用車利用の場合は
主な行程を記載すること。

(注2) 自家用車は利用距離数 (Km) をキロ数を入力すると金額が自動計算されます。

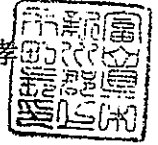
(注3) 経費項目の合計は自動計算されます。

收受 令和 3 年 9 月 14 日
 決裁 令和 3 年 9 月 15 日
 処理 令和 3 年 9 月 16 日

上 総 第100号
令和3年7月7日

富山県議会議員 山 崎 宗 良 様

上市町長 中 川 行 孝



令和3年度富山県総合防災訓練の実施について（ご招待）

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃より、町防災行政に多大なるご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、近年多発傾向にある地震や集中豪雨等の災害について、行政における的確な対応が求められているところであり、住民への防災知識の普及啓発及び自主防災組織と町防災関係機関との緊密な連携による防災体制の整備を一層強化することが課題となっております。

つきましては、地域住民の防災意識の高揚と災害に対する備えを一層拡充するため、関係機関や地域の自主防災組織との連携により、富山県総合防災訓練を下記のとおり実施しますので、貴台のご臨席を賜りたくお願い申し上げます。

なお、訓練当日は、白萩西部小学校グラウンド内来賓テントに、午前8時50分までにお集まりいただきますよう重ねてお願い申し上げます。

記

- 1 訓練目的 住民の災害発生時における迅速かつ的確な防災活動の実施や、防災意識の高揚と知識の普及を図るため、富山県、上市町、自主防災組織、地域住民及び関係機関の参加のもとに、災害応急対策等について実践的かつ実効性のあ
る訓練を行うことを目的とする。
- 2 訓練日時・場所 令和3年8月1日（日） 午前9時 開会式
白萩西部小学校グラウンド 上市町丸山43番地
- 3 訓練内容等 別紙「令和3年度富山県総合防災訓練実施要綱」のとおり

※当日、ご挨拶を賜りたく何卒よろしくお願い申し上げます。

事務担当 総務課防災班
TEL 076-472-1111（内線215）
FAX 076-473-1115

整理番号	704		使途項目	01_調査研究費 01_調査研究費・02_研修費 03_広聴広報費・04_要請陳情等活動費	
活動期間	令和3年8月3日	から	活動の概要	(内容) 富山県北陸新幹線対策連絡協議会・北陸新幹線建設促進富山県民協議会合同決起大会に参加 (備考) 自宅→ANAホテル→自宅	
	令和3年8月3日	まで			
場所	ANAクラウンプラザホテル富山				
経費の内容*			金額*	経費の内容*	
鉄道・バス				宿泊料	
タクシー				食事代	
航空機				会費	
自家用車	@37 ×	km =	0		
リース車	@18 ×	26 km =	468		
有料道					
駐車場				計	468
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)					

- (注1) 備考欄または余白に、公共交通機関及び有料道路については利用区間、自家用車利用の場合は主な行程を記載すること。
- (注2) 自家用車は利用距離数 (Km) をキロ数を入力すると金額が自動計算されます。
- (注3) 経費項目の合計は自動計算されます。

収受 令和 3 年 9 月 14 日
 決裁 令和 3 年 9 月 15 日
 処理 令和 3 年 9 月 16 日

盛夏の候 貴台にはますますご清祥のこととお慶び申しあげます。

日頃、北陸新幹線の建設促進や関連する諸課題の解決につきまして、格別のご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

お陰をもちまして、北陸新幹線 教賀・大阪間につきましては、国土交通省より着工五条件の早期の解決を図る方針が示されたほか、与党整備新幹線建設推進プロジェクトチームに北陸新幹線 教賀・新大阪間整備委員会が設置され、延伸に向けた検討が進められています。

これもひとえに皆様方のお力添えによるものと、心から感謝申し上げます。

今後、本協議会としましては、金沢・教賀間の令和五年度末までの確実な開業はもとより、教賀・大阪間の整備に必要な財源を確保の上、早期着工し、一日も早い全線開業の実現を強力に訴えるなど、北陸新幹線の建設促進のための運動を粘り強く推進してまいりたいと考えております。

つきましては、左記のとおり、富山県北陸新幹線対策連絡協議会・北陸新幹線建設促進富山県民協議会合同決起大会を開催し、建設促進等への県民の熱意を県内外に強く訴えることといたしたいと存じますので、ご臨席賜りますようお願い申し上げます。

記

富山県北陸新幹線対策連絡協議会
北陸新幹線建設促進富山県民協議会

合同決起大会

一日時 令和三年八月三日(火) 午後一時三〇分から

二場所 富山市大手町二―三

ANAクラウンプラザホテル富山 三階 「鳳」

電話 〇七六―四九五―一一七〇

令和三年七月

富山県北陸新幹線対策連絡協議会

会長 富山県知事 新田 八朗

お手数ですが、ご出欠を七月一九日(月)までに同封の葉書によりご回報願います。

整理番号	705		使途項目	01_調査研究費 01_調査研究費・02_研修費 03_広聴広報費・04_要請陳情等活動費		
活動期間	令和3年8月6日	から	活動の概要	視察		
	令和3年8月6日	まで		(内容) 上市町戦没者追悼式に参加	(備考) 自宅→サンシャイン→自宅	
場所	上市町文化研修センター(サンシャイン)					
経費の内容			金額	経費の内容		
鉄道・バス				宿泊料		
タクシー				食事代		
航空機				会費		
自家用車 @37 × km =			0			
リース車 @18 × 4 km =			72 /			
有料道						
駐車場				計 72		
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)						

(注1) 備考欄または余白に、公共交通機関及び有料道路については利用区間、自家用車利用の場合は主な行程を記載すること。

(注2) 自家用車は利用距離数 (Km) をキロ数を入力すると金額が自動計算されます。

(注3) 経費項目の合計は自動計算されます。

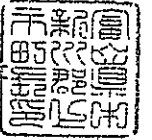
收受 令和 3 年 9 月 14 日
 決裁 令和 3 年 9 月 15 日
 処理 令和 3 年 9 月 16 日



令和3年6月18日

富山県議会議員 山崎 宗良 様

上市町長 中川 行孝



上市町戦没者追悼式の挙行について

向夏の候、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、このたび不幸にして戦争のためにお亡くなりになりました方々の英霊を追悼する、第三十八回上市町戦没者追悼式を下記のとおり挙行いたします。

つきましては、ご多忙中まことに恐縮ではございますが、万障お繰り合わせのうえご参列賜りますようご招請申し上げます。

なお、ご出席の折に、追悼の辞を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 日 時 令和3年8月6日(金) 午後1時30分～

2 場 所 上市町文化研修センター(サンシャイン) 3階 大会議室
〔上市町法音寺 15-5〕 ※会場が例年と違いますので、
お越しの際はご注意ください。

※ なお、恐縮ではございますが、同封のはがきにて7月15日(木)までに、出欠のご都合をお知らせくださいますようお願い申し上げます。

※ まことに勝手ながら、供物料等のご辞退申し上げます。

※ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止と参列者の皆様の健康安全確保の観点から、開催規模を縮小し実施させていただきます。

(事務担当)

上市町福祉課 社会福祉班 柳瀬

電 話 076-472-1111 (内線 7121)

F A X 076-473-2388

整理番号	706	使用項目	01_調査研究費	01_調査研究費・02_研修費 03_広聴広報費・04_要請陳情等活動費	
活動期間	令和3年8月11日 から	活動の概要	(内容) 第29回東部山麓道路建設促進 期成同盟会総会に参加 (備考) 自宅→ホテルグラン ミラージュ→自宅		
	令和3年8月11日 まで				
場所	ホテルグランミラージュ /				
経費の内容*		金額*	経費の内容*		金額*
鉄道・バス			宿泊料		
タクシー			食事代		
航空機			会費		
自家用車	@37 × km =	0			
リース車	@18 × 38 km =	684			
有料道					
駐車場			計		684
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。 枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)					

(注1) 備考欄または余白に、公共交通機関及び有料道路については利用区間、自家用車利用の場合は
主な行程を記載すること。

(注2) 自家用車は利用距離数 (Km) をキロ数を入力すると金額が自動計算されます。

(注3) 経費項目の合計は自動計算されます。

收受 令和 3 年 9 月 14 日
 決裁 令和 3 年 9 月 15 日
 処理 令和 3 年 9 月 16 日

令和3年7月30日

富山県議会議員
山崎宗良様

東部山麓道路建設促進期成同盟会
会長 魚津市長 村椿 昇

第29回東部山麓道路建設促進期成同盟会総会の開催について

時下、貴職には益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃より、当期成同盟会に対し多大のご協力とご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、第29回東部山麓道路建設促進期成同盟会総会を下記により開催いたしますので、公務ご多用のことと存じますが、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、誠にお手数ですが準備の都合がございますので、ご出席の有無を同封の葉書にて8月6日（金）までにご返信いただきたくお願い申し上げます。

記

1. 開催日時 令和3年8月11日（水） 午後2時30分から
2. 会場 ホテルグランミラージュ
魚津市吉島一丁目1番20号（0765-24-4411）
3. 議題 (1) 令和2年度事業報告、決算報告について
(2) 令和3年度事業計画（案）、予算（案）について
(3) 役員改選（案）について
(4) その他

※新型コロナウイルス感染防止のため、マスクの着用をお願いします。

事務担当：魚津市産業建設部建設課

業務係 魚住、高嶋

TEL (0765) 23-1028

FAX (0765) 23-1169

整理番号	707	事業概要											
使途項目	07_資料購入費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費 03_広聴広報費 08_事務所費 04_要請陳情等活動費 09_事務費 05_会議費 10_人件費										
内容													
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額(円)*	備考										
	日本農業新聞 8月分 /	① 2623	口座振替										
	富山新聞 8月分 /	② 3380	口座振替										
	日本経済新聞 電子版 7月分 /	③ 4277	クレジット										
	公明新聞 8月分 /	④ 1887	/										
	(合計)*	12167	/										
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)													
<table border="1"> <tr> <td>03-08-20</td> <td>農業新聞</td> <td>①</td> <td>*2,623</td> <td>日本農業新聞</td> </tr> <tr> <td>03-09-02</td> <td>口座振替</td> <td>②</td> <td>*3,380</td> <td>HLCトヤマシツアツ</td> </tr> </table>				03-08-20	農業新聞	①	*2,623	日本農業新聞	03-09-02	口座振替	②	*3,380	HLCトヤマシツアツ
03-08-20	農業新聞	①	*2,623	日本農業新聞									
03-09-02	口座振替	②	*3,380	HLCトヤマシツアツ									
2021/07/01	日経ID決済	③	本人*	1回払い	4,277								

收受 令和 3 年 9 月 14 日
 決裁 令和 3 年 9 月 15 日
 処理 令和 3 年 9 月 16 日

④

新聞購読料 領収証

山崎 宗良 様

ご購入ありがとうございます。
下記金額を正に領収いたしました。

2021年8月分 領収日 月 日

領収金額 ¥1,887

品名	定価(税込)	部数	金額

その他購読料等 領収証

品名	定価(税込)	部数	金額
公明新聞※	1,887	1	1,887

※は軽減税率対象品目です。 (10%対象 0)
(8%対象 1,887)

販売店 金岡 寛之
住所 富山市経堂149
TEL 076-461-6568 FAX 076-461-6569

お申込No. 16017-19925(614)-10



政務活動費対象事業実績報告書

報告者 山崎 宗良

整理番号	708	事業概要*	タブレット・携帯電話料	自動車リース料	電話料
使途項目	09_事務費	01_調査研究費 ・02_研修費 ・03_広聴広報費 ・04_要請陳情等活動費 ・05_会議費 06_資料作成費 ・07_資料購入費 ・08_事務所費 ・09_事務費 ・10_人件費			
内容					
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額(円)*	備考		
	タブレット・携帯電話料 6月分	① 5,390	10,781 × 0.5 = 5,390 円		
	自動車リース料 8月分	② 32,670	65,340 × 0.5 = 32,670 円		
	通信費(電話5月・6月利用)	③ 2,709	5,418 × 0.5 = 2,709 円		
		0			
		0			
	《合計》*	40,769	/		
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)					
2021/07/05	ソフトバンク(06カ)	①	本人*	1回払い	10,781
	② 2021/08/27	カ) オリエントコーポレーション			-65,340

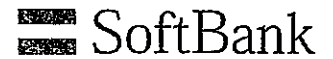
收受 令和 3 年 9 月 14 日
 決裁 令和 3 年 9 月 15 日
 処理 令和 3 年 9 月 16 日

Summary of your charges
ご利用料金内訳明細書

ご請求先番号: 9912609093
Billing number

発行日 2021年 7月 1日

請求月 2021年 6月分
Month of Issue



電話番号 (お客さま番号等)	料 金 内 訳	内訳金額 (円)	税区分
	* * ご契約期間 1年 9ヶ月 * *		
	基本料 タブレット基本料 (5月21日～6月20日)	3,200	10%
	割引 タブレットゼロ割	-520	10%
	割引 家族放題専用2年契約	-1,500	10%
	通信料 iPad通信料@0円 520Pkt	0	10%
	通信料 4G LTE iPad通信@0円 4094413Pkt (通信量合計 4094933Pkt [0.49GB])	0	10%
	月額料 デジタルメディアプラス	500	10%
	月額料 ウェブ使用料	300	10%
	月額料 ソフトバンクWi-Fiスポット (有)	467	10%
	無料 ソフトバンクWi-Fiスポット (i) 無料特典 (467円 × 100%)	-467	10%
	月額料 おんじり保証パック with AppleCare Select	650	10%
	割引 月月割 (割引額は1,680円 (税込) です)	-1,528	10%
	端末代 分割支払金/賦払金	1,820	対象外
	その他 ユニバーサルサービス料	3	10%
	小計	2,925	
	* * ご契約期間 10年 2ヶ月 * *		
	基本料 基本プラン (音声) (5月21日～6月20日)	980	10%
	通話料 基本プラン (音声)	12,040	10%
	割引 家族割引 (6,220円 × 100%)	-620	10%
	月額料 定額オプション+	1,800	10%
	無料 定額オプション+ 無料通話分	-11,040	10%
	無料 定額オプション+ 無料通話分 (SMS)	-9	10%
	定額料 デジタルメディアプラス	6,500	10%
	割引 おうち割 光セット	-1,000	10%
	割引 2GB以下割引	-1,500	10%
	割引 新みんな家族割	-2,000	10%
	通信料 SMS等別 (MMS) @0円 995Pkt	0	10%
	通信料 データ通信@0円 678418Pkt	0	10%
	通信料 データ通信 (4G/5G) @0円 3787351Pkt (通信量合計 9466764Pkt [1.13GB])	0	10%
	通信料 メール (SMS) (YM/他社宛)	9	10%
	通信料 メール (SMS) (YM/他社宛)	12	10%
	月額料 ソフトバンクWi-Fiスポット	467	10%
	無料 ソフトバンクWi-Fiスポット無料特典 (467円 × 100%)	-467	10%
	割引 長期継続特典 (2,980円 × 7%)	-120	10%
	割引 半年おトク割	-1,000	10%
	端末代 分割支払金/賦払金	3,285	対象外
	その他 ユニバーサルサービス料	3	10%
	小計	7,340	
	合計	10,265	
	内課税対象額 10%	5,160	
	内課税対象額 計	5,160	
	消費税等 10%	516	
	消費税等 計	516	
	ご請求金額	10,781	
	(税込金額 計 10%)	5,676	
	(課税対象外 計)	5,105	

※ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (加入電話、公衆電話、緊急通報) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。
 ※更新月等の各種ご契約内容についてはMy SoftBankの契約内容照会よりご確認ください。
 ※他社債権にかかる消費税率は購入元からの明細等をご確認ください。

口座振替のご案内 (西日本ご利用分)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	振替日 (TRANSFER DAY)
076-473-1175	2021年 6月ご請求分	2021年 7月 5日(月)
振替金額 (TRANSFER AMOUNT OF MONEY)	5,418円	

※振替日に振替が出来なかった場合は延滞利息を加算させていただきます場合があります。
※口座振替をご利用のお客様で、振替日に振替ができなかった場合は、原則、振替日から起算して15日後に再度振替させていただきます。

ユニバーサルサービス料について
ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス(NTT東西の加入電話等)の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用(番号単位)が公表されています。
NTT西日本からのお知らせ
※電話のご注文・お問合せは「116」へ(無料) / 携帯電話からは0800-2000116へ(無料)※電話の故障は「113」へ(無料) / 携帯電話からは0120-444113へ(無料)※フレッツ・ひかり電話:0120-116116へ(無料) / 故障:0120-248995へ(無料)※弊社分請求額のうち、料金回収代行分は、NTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

[NTTファイナンス]をかたった不審なSMSにご注意ください
気になることがございましたらNTTファイナンスお客様相談センターまたは最寄りの営業所へご相談ください。
NTTファイナンス お客様相談センター 0800-333-6661
ゼロハチゼロゼロから始まるフリーダイヤル(通話料無料)です。
受付時間:午前9時~午後5時(土日・祝日・年末年始を除く)



[NTTファイナンスからのお知らせ] ***NTTグループ各社ご請求金額***
NTT西日本のご請求額

NTTファイナンス株式会社 電話料金等料金領収証 (西日本ご利用分)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) 076-473-1175
ご請求先氏名(CUSTOMER NAME) 山崎むねよし後援会様

下記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
The following amount was transferred from your account. (2021年 8月23日発行)

2021年 6月ご請求分	(2021年 7月 5日振替)
領収金額 (AMOUNT RECEIVED)	5,418円
金融機関名 BANK/POST OFFICE	*****
口座番号 ACCOUNT	*****

印紙税申告納付につき芝 税務署承認済

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70



内訳項目 (CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (USD))	金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◆076-473-1175 ◇NTT西日本ご利用分	2,709	5月分 回線使用料(基本料)(事務用) 4月 6日~ 5月 5日 屋内配線使用料 4月 6日~ 5月 5日 ユニバーサルサービス料 消費税等相当額(合計) 1番号分のご請求となります。合算表示の料金合計×1.0%	合算 合算
◇NTT西日本分(小計)	2,709	(小計)	
◇NTT西日本ご利用分	2,709	6月分 回線使用料(基本料)(事務用) 5月 6日~ 6月 5日 屋内配線使用料 5月 6日~ 6月 5日 ユニバーサルサービス料 消費税等相当額(合計) 1番号分のご請求となります。合算表示の料金合計×1.0%	合算 合算
◇NTT西日本分(小計)	2,709	(小計)	
◇合計	5,418	合計: ㊦ 2か月分のご請求額です。	

領収証

富山県議会議員
山崎宗良様 No.

¥ 2,709

内訳	
現金	
小切手	/
手形	/
消費税額等(%)	

但 共同事務費 按分分(電話5月6月)

R3年 8月30日 上記正に領収いたしました

収入印紙

富山県中新川郡上市町正印70番

山崎むねよし後援会

会長

整理番号	709	事業概要*													
使途項目	09_事務費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費 03_広聴広報費 08_事務所費 04_要請陳情等活動費 09_事務費 05_会議費 10_人件費												
内容	事務費按分分として														
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額*(円)*	備考												
	式辞用紙 (戦没者追悼式)	247/	495円 x 0.5												
	(合計)	247/													
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)															
<p>(有) カッパ堂</p> <p>上市町西中町7番地 TEL (076) 472-0155</p> <p>2021-08-05 11:56 000006</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>文具</td> <td>内</td> <td>¥495</td> </tr> <tr> <td>内税込額</td> <td></td> <td>¥495</td> </tr> <tr> <td>内税額</td> <td>10.0%</td> <td>¥45</td> </tr> <tr> <td>現金</td> <td></td> <td>¥495</td> </tr> </table>				文具	内	¥495	内税込額		¥495	内税額	10.0%	¥45	現金		¥495
文具	内	¥495													
内税込額		¥495													
内税額	10.0%	¥45													
現金		¥495													

收受 令和 3 年 9 月 14 日
 決裁 令和 3 年 9 月 15 日
 処理 令和 3 年 9 月 16 日